

「第 2 期 さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表

【 その他事業 】

【様式2】 その他事業										R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満										
事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画 最終年度) 目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降 の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み 及びR7年度以降の展望	達成見込み	所 管					
					R5	R5達成値	R5 年度別評価	R6												
4	産婦健康診査・産後のケアの充実	産婦健康診査の費用(1回分)を助成し、産婦健康診査の結果、支援が必要な産婦に対し、身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう産後ケア等の支援にむすびつけます。	産後ケア事業利用者の育児不安が「軽減した」もしくは「ある程度軽減した」人の割合	%	92	92.2	A	92	母子健康手帳交付時、全員に事業の案内ちらしを配布しています。また、産後ケア事業を必要とする方が安心してサービスを利用できるように、訪問や面接、医療機関等を通して、丁寧に事業案内を行っています。積極的なPRを継続した結果、産後ケア事業のサービス利用者は令和4年度より著しく増加しています。サービス利用者を対象にしたアンケート結果では、92.2%が育児不安が軽減もしくはある程度軽減したと回答していることからA評価としました。	希望するサービスを適切な時期に利用できるように、受け皿となる施設を確保するとともに、サービス提供事業者等との連携強化が重要になります。また、利用者の声や満足度等をタイムリーに把握し、事業に反映することができるよう、利用者アンケート等の集計・分析を丁寧にする必要があります。	ホームページやちらし等を活用し、引き続き事業の周知を図っていきます。また、身近な場所でサービスを利用できるように、受け皿となるサービス提供事業者を確保していきます。サービスの質を確保し円滑に事業を実施するために、サービス提供事業者との連携を強化していきます。	ウ	産後ケア事業の受け皿となるサービス提供事業者が増加しており、育児不安の軽減につながるよう身近でいつでもサービスを利用できる環境が整っていることから、A評価とします。 また、令和7年度以降についても、より、対象者のニーズやサービス提供事業者の要望にあった内容を把握し実施していくべく、アンケート結果や実施施設との連携を強化していきます。	A	母子保健課					
5	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。	出産前教室のアンケートにおける理解度	割合(%)	95	99	A	95	令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したため、基本的な感染症防止策を講じて各区の状況に合わせて対面での教室を実施しました。 全区、教室参加申し込みを電話受付に加えて電子申請受付もできるようになりました。また、電子アンケートを取り入れる区もあり、参加者の利便性の向上を図ることができました。座談会を行う区もあり、妊婦同士の交流を図り、仲間づくりのきっかけを推進しました。 事業後アンケートで「役に立った」「理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。	区により定員数を上回る申し込みがあり、年度途中で定員数を増加したり、個別対応することがありました。解決策として、令和2年度に作成した動画のホームページ掲載を継続し、動画の視聴について案内しています。また、区の状況に合わせて実施回数・定員を見直しています。	令和6年度も引き続き、動画のホームページ掲載を継続し、動画の視聴について事業案内や教室等で案内していきます。両親等で安心して子育てできるよう交流や学びの場を提供します。さらに子育ての孤立化を予防するため、子育て情報について教室内で周知し、安心して相談ができるよう支援していきます。 妊娠をきっかけに、健康についての意識が高まることも想定されるため、家族の心身の健康づくりの情報を提供していきます。	ウ	例年進捗状況が100%を超え、目標を達成できている経過があるため、令和6年度も達成できる見込みです。 今後も各区の状況や対象者のニーズに合わせて、内容・実施方法等を工夫し続けることで、出産前教室のアンケートにおける理解度の高い割合を維持していくことを目指します。	A	母子保健課					
6	不妊治療支援の充実	不妊・不育に悩む夫婦に対し、精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るために、妊娠や不妊・不育等に関する正しい情報の提供・知識の普及や啓発、専門相談、特定不妊治療費の一部助成を行います。	事業への協力大学の件数	件	4	12	A	4	若い世代への啓発について、妊孕性に関するリーフレット入りマスコット、妊孕性に関するパンフレット等の啓発品の配布を大学コンソーシアムを通じて市内12大学に依頼し、実施することができたため、A評価としました。また、埼玉県立大学の大学祭に出店し、来場者に直接啓発品の配布を実施しました。 この他に、さいたま市のツイッターや市報、サッカースタジアムでの大型映像装置等を活用し、普及啓発を実施しました。さらに、市民向けの講演会を実施しました。	妊孕性や不妊に関する啓発の対象者は、将来妊娠を望む可能性のある若年層から、現在妊娠を望んでいるカップル、またその周辺者に至るまで幅広いため、より啓発の方法を充実させていく必要があります。	不妊症に関する講演会を実施するとともに、引き続き若い世代に自分自身の健康やライフイベントなどを考える機会を提供できるよう、学園祭等を通した普及啓発活動や、市報やツイッター等のSNSの活用、電光掲示板等、その他の広報媒体を用いた普及啓発活動を実施していく予定です。	ウ	例年、大学コンソーシアムのご協力を頂けており、参加大学への啓発は実施できる見込みです。今後、市民アンケート等を通じて市民の意識や需要を調査し、より幅広い世代への効果的な啓発方法を把握し取り入れていくことを目指します。	A	母子保健課					
7	乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査後の保健指導や、乳幼児健康診査未受診フォローを行います。	受診率 (乳健:3歳児健診の受診率、歯科:各歯科健康診査受診率の平均)	%	(乳健) 93.0 (歯科) 83.5	(乳健) 96.9 (歯科) 85.8	(乳健)A (歯科)A	(乳健) 93.1 (歯科) 83.6	令和5年度の目標としていた乳幼児健康診査受診率93.0%及び幼児歯科健康診査受診率83.5%を超えたため、A評価としました。 各種乳幼児健康診査の中で比較的低い3歳児健康診査及び幼児歯科健康診査については健康診査期間終了2か月前の時点で未受診児に対して、再度個別にはがきを送付し、受診勧奨を行いました。 受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー(いわゆる未受診フォロー)については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認しても居住実態が把握できていない児については、虐待のリスクも含めて検討し、フォローを行っています。	受診率を維持するため、引き続き個別の受診をはがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査のポスターを作成し、市内の民間企業とも連携した啓発を行います。 未受診フォローについては、虐待のリスクを検討するとともに、各関係機関と連携を図りながら対応をしていきます。	乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査とともに、目標の受診率を達成してきているため、医療機関や保健センター、包括連携協定締結企業等との連携をより強め、健診の啓発や健診未受診者への受診勧奨を行っています。	ウ	令和2年度以降乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査とともに、目標の受診率を達成できており、令和6年度にも達成できる見込みです。令和7年度以降も、健診受診率の向上・維持を目標に事業を実施していきます。	A	母子保健課					
8	乳幼児発達健康診査事業	乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援に努めます。	実施回数	回	159	176	A	159	令和5年度の目標としていた実施回数159回を超えたため、A評価としました。 予約に空きがある場合には、各区で連絡・調整を行い居住区以外でのケースも積極的に受け入れ、児の年齢や発達状況を総合的にアセスメントして、適切な時期に受診できるように対応しました。	定員充足率(延人数/年間定員計画数)は90.5%でしたが、待機者がいる状況でした。待機期間が3か月以上のケースが19.9%であり、待機期間短縮のために、本事業計画数から更に追加で臨時開催した区もありました。定員充足率を上げつつ、待機期間が短くなるように引き続き実施方法の見直し等に努めていくことが課題です。	引き続き、区の実情に合わせて実施します。予約に空きがある場合は、各区で連絡調整を行い、待機期間の短縮や利用の効率化を図ります。 現状の待機期間を把握し、今後の実施回数を検討していきます。	ウ	目標数値は令和2年度から毎年超えており令和6年度も目標数値を達成する見込みです。令和7年度以降も本事業でスクリーニングが必要と判断された児に対し、適切な時期に実施できるよう対応していきます。	A	母子保健課					
9	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、0歳から中学校卒業前までの子どもにかかる入通院の医療費(保険診療一部負担金)を助成します。	受給資格登録率	%	99.5	99.9	A	99.5	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金の助成を行いました。また、登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施しました。結果として令和5年度の達成値は99.9%となり、目標である99.5%を超えたため、A評価としました。	令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、医療機関への受診機会の増加や、インフルエンザ等の感染症の流行により、医療費が大幅に増加しました。解決策として、ジェネリック医薬品使用率の向上など、医療費適正化に向けた啓発を実施していきます。	0歳から中学校卒業前(令和6年10月からは高校生年代まで)までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金の助成を行います。併せて登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施していくとともに、医療費適正化に向けた啓発を実施していきます。	エ	現在は、0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金の助成を行っています。令和6年10月からは、高校生年代までの医療費の一部負担金を助成します。 また、登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施するとともに、医療費適正化に向けた啓発を実施していきます。	A	子育て支援課					
10	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行や、各区の実情や利用者の利便性等に応じて、必要時各区で実施方法等の見直しを行い育児相談事業を実施しました。また、電話相談や個別面接での育児相談も実施したため、A評価としました。	インターネットの普及や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経たことにより、子育て世代の意識や行動が変化をしていると考えられます。今後も市民の意識や行動の変化を勘案し、育児相談の在り方を検討していくことが課題です。各区で状況等が異なるため、各区の実情に合わせて適宜計画を見直し実施していく必要があります。	各区の実情に合わせて、事業を運営していきます。	ウ	例年、各保健センターが事業を実施することで、目標を達成できており、令和6年度についても達成できる見込みです。引き続き、子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、各区の実情に合わせて実施していきます。	A	母子保健課					
11	子育てに関する教室事業	子育てに関する教室を実施し、育児に関する情報や親同士が交流する場を提供することで、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。	育児学級参加時の理解度	%	87	97	A	90	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことにより、定員人数を増やす・子ども一人に対し保護者1名までという制限をなくす・座談会を再開する等各区の実情に合わせて内容を変更し実施しました。教室終了後のアンケートでは、内容について「理解できた」「やや理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。	課題として、参加者のより高い満足度・理解度を得るため、解決策として、各区の実情に合わせて適宜見直しを行い、内容を充実させていきます。	各区の実情に合わせ適宜見直しを行い、内容を必要時変更しながら教室を運営していきます。	ウ	育児学級参加時の理解度が例年、97～98%と目標値を大きく上回っているため、達成できると見込みます。また、令和7年度以降についてもより対象者のニーズにあった内容を実施していくべく、アンケート結果や実際の声を反映し、各区の実情に合わせて実施していきます。	A	母子保健課					
12	母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児の保護者の育児不安の軽減や健康増進及び乳幼児の発育発達を促すため、また虐待予防を視野に入れ、保健師等が訪問し相談・支援を行います。	①母子訪問延人数	件	11500	12786	A	11500	令和5年度の母子訪問延人数は達成値12,786人、進捗状況111.2%。未熟児訪問実施率は達成値96%、進捗状況112.9%とそれぞれ目標値を上回っていたため、A評価としました。また、児童虐待発生の予防や早期介入のため、児童福祉部門等の関係機関との連携を図り、各家庭への有効な支援方針に沿った対応に努めました。	特定妊婦への対応や虐待予防を観点とする訪問が年々増えています。引き続き児童虐待発生の予防や早期介入のため、各家庭への有効な支援方針に沿った対応をするにあたり、児童福祉部門等の関係機関と一層の連携強化を図ることが課題です。	引き続き家庭訪問を実施し、家庭訪問に限らず面接や電話相談等で状況に応じた支援を実施します。また、児童虐待発生の予防や早期介入のために関係機関と連携を強化し、各家庭への有効な支援に努めます。	ウ	令和2年度から母子訪問延人数、未熟児訪問実施率ともに維持向上し、令和5年度は進捗状況が100%を超え目標を達成できている経過があるため、令和6年度も達成できる見込みです。引き続き児童虐待発生の予防や早期介入のため、母子訪問指導事業を実施していきます。	目標値①	母子保健課					
			②未熟児訪問実施率	%	85	12786	A	85						A						
														目標値②						
														A						

【様式2】 その他事業										R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア＝廃止 イ＝縮小 ウ＝継続 エ＝拡大 オ＝終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満					
事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価								
13	思春期保健事業	心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行い、自ら考える機会を設けることで、自尊心を高めるとともに、自己決定する力を高めることを目的とし実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和5年度は、思春期保健教室について、小学校での教室を17校、中学校・高等学校での教室を18校(うち1校は中高一貫校)実施し、5,447人を対象に、命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行ったためA評価としました。思春期保健情報交換会については、対面での会議を実施し、養護教諭・助産師・保健師等38名が参加いたしました。	思春期保健教室は令和5年度35校実施しました。令和6年度も35校で実施予定ですが、市内小・中・高校等の一部での実施しかできていません。今後の思春期保健教育の在り方について、教育部門と連携や協力をしながら、引き続き、より多くの学校等への事業実施方法について検討していく必要があります。	令和6年度は35校で思春期保健教室を実施、思春期保健に関する連携会議として情報交換会を1回実施する予定です。情報交換会につきましては、養護教諭に限らず教育に携わる関係者へ幅広く周知していく予定です。「今日からできる性教育」さいたま市全域で思春期保健教育を波及させるにはどのようにしたらよいか」について、情報交換予定です。	ウ	教室実施計画数35校に対し、計画数のとおり、35校に実施できたことからA評価としました。教室の周知と需要は、この4年間で大きく伸びております。望まない妊娠、0歳児虐待の予防等、性についての正しい知識を習得することで、自分を大切にすることについて学ぶことの重要性についての普及に効果がみられていると考えます。ただし、事業実施は市内学校のごく一部であり、今後、より多くの児童、保護者、教職員等へ知識を普及するための事業のあり方等について、教育部門等の関係部署でのより一層の連携が必要です。	A	母子保健課
16	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園の受入枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大するため、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行を促し、認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	951	1065	A	1071	令和5年度末時点で1,065人分の定員を確保し、確保方策を上回った提供体制を確保したことから、A評価としました。令和5年度の定員増に向けて、認定こども園の施設整備を行う学校法人に対する補助及び支援を実施しました。	令和6年4月1日時点の待機児童数は昨年度に引き続き0人となったものの、認可保育施設を利用できなかった利用保育児童数は相当数あり、そのうち約95%が0～2歳児となっています。3～5歳児の保育の受け皿は充足しつつあると考えられるため、既存幼稚園の認定こども園の移行等により、不足する0～2歳児の提供体制を確保しながら、保育の受け皿の拡充を図っていきます。	既存幼稚園からの移行により、保育需要の高い地域における提供体制の確保を図り、認定こども園の普及を進めます。	ウ	計画最終年度目標に対する進捗率が令和6年3月31日時点で99%となっており、目標を達成できる見込みです。認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園の普及を図ります。	A	のびのび安心子育て課
17	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進協議会の専門部会として、市内の私立幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小接続期カリキュラム策定部会を設置し、推進協議会から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼児教育アドバイザーを派遣するなどして幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	アブローチカリキュラムを作成している園数	園	80	144	A	90	例年作成しているさいたま市幼児教育・保育実践事例集のテーマを幼保小の円滑な接続として、就学前施設から8園、小学校から4校の協力委員を募集し、それぞれが取り組んでいる連携・交流の具体をまとめた「架け橋プログラム実践事例集」を作成しました。令和5年度は、指標とするアブローチカリキュラムを作成している園が144園となり、目標値を上回ったことから、A評価としました。	文部科学省が「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」を策定するなど、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続が今まで以上に求められています。特に、アブローチカリキュラム(5歳児の後半から)を展開させ、小学校と協働して5歳児の前半から始まる「架け橋期のカリキュラム」を作成、実施することが期待されており、このことが令和6年度以降の認可保育所等の施設型給付に係る加算の要件の一つとされたことから、就学前施設と小学校との橋渡しが求められています。	幼児教育と小学校教育の連携及び接続に関することについて、保育者資質向上研修会において取り扱うほか、幼児教育アドバイザーの幼稚園・保育所等への派遣を推進します。	ウ	アブローチカリキュラムを作成している園の数は、すでに目標を上回っていることから、最終年度における達成見込みをA評価としました。今後は、アブローチカリキュラムを発展させ、小学校と協働して5歳児の前半から始まる「架け橋期のカリキュラム」を作成、実施することが期待されていることから、令和5年度に作成した架け橋プログラム実践事例集において示した「架け橋期のカリキュラム協働作成の視点」を活用しながら、就学前施設と市立小学校の橋渡しを行います。	A	幼児政策課
18	公開保育研究推進事業	私立幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、幼稚園・保育所等の保育者が保育を学び合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	公開保育研究推進事業について、公開保育研修会を12園で実施したため、A評価としました。	公開園は公立保育園が中心となっているため、公開園とすることによる事務負担(公開保育研修会実施報告書の原稿作成等)の負担軽減を図りつつ、私立幼稚園、私立保育所にも継続して公開園となってもらうよう促していく必要があります。	12園で公開保育研修会を実施します。実施に際しては、公開園と確認を取り、他園の保育者や小学校教諭等の参観者も交えて実施してまいります。また、公開保育実施園の当日の活動案と、講師の先生の助言等をまとめた公開保育研修会実施報告書を、市内の幼稚園・保育所、小学校等と共有することで、保育者の資質向上や保幼小連携の充実に努めます。	ウ	令和6年度は公開保育研修会実施園として12園を決定していることから、最終年度における達成見込みをA評価としました。令和7年度以降も同様の取組を継続するとともに、公開保育研修会実施報告書が保育現場で有効活用されるよう、作成方法を工夫してまいります。	A	幼児政策課
19	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員と交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	各幼稚園・保育所等から合計で195園、213人の保育者が2日間の体験研修を行うことができたため、A評価としました。	幼稚園の保育者の参加が日程的に難しく、幼稚園からの参加が少数であったことから、保育者の資質向上に関わる研修の時間となることを明確にしながら、参加を促していく必要があります。	研修を希望した保育者たちが計画通り研修を実施できるよう事業展開を図っていきます。また、参加者が学校の教員と情報交換をすることができるよう、交流の時間を確保することを小学校に依頼し、幼保小の連携強化に努めます。	ウ	令和6年度は保育者小学校等体験研修の実施を決定し、参加申込の受付も完了していることから、最終年度における達成見込みをA評価としました。令和7年度以降も同様の取組を継続するとともに、幼保小の連携の意義を小学校にも理解してもらうように努め、研修の時間が有意義なものとなるよう工夫してまいります。	A	幼児政策課
20	幼稚園・保育所等と小学校の連携	小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	夏季保育参観研修に参加した学校数	校	104	102	A	104	対象となる小学校104校のうち、102校から教員が参加し、研修を行うことができたため、A評価としました。	研修実施後のアンケート調査では、研修に対する理解度は高い数値となっていますが、研修で得たことが学校の教育活動全体にも生きるよう支援していく必要があります。	「架け橋期のカリキュラム 協働作成の視点」に基づいた幼保小連携に関わる具体的な取組が充実するよう、研修に参加する教員が所属する小学校の近隣の就学前施設が研修先になるよう配慮します。また、「架け橋期のカリキュラム」が充実するよう、研修の時間内に検討する時間を設定するなどの工夫をします。	ウ	令和6年度は夏季保育参観研修の実施を決定し、参加申込の受付も完了していることから、最終年度における達成見込みをA評価としました。令和7年度以降も同様の取組を継続するとともに、幼保小連携の意義についての小学校教員の理解が深まるように努めます。	A	教育課程指導課
21	保幼小連携教育研修会	保育園・幼稚園から小学校への保育・教育の円滑な接続を目指して、連携の趣旨についての理解を深め、関係各園、学校の情報交換を通して保幼小連携を充実させる意識を高める。	参加人数	人	230	200	B	230	令和5年度保幼小連携教育研修会は、令和5年6月30日に開催し、参加者数が200名であったため、B評価としました。	令和4年度の状況と比較し、参加人数が増加したものの、目標値には届いていません。当日に関係保幼小による協議が確実に行われることで研修会がより意味のあるものとなります。当日参加者を確保できるよう、関係各課とのさらなる連携を行う必要があります。	令和5年度までは、講義をオンデマンドで事前に視聴した上で、研修会当日は集合してグループ協議を行う形式で実施しましたが、幼保担当者からの要望があり、事前視聴はせず、研修会当日に講義を行うこととします。また、研修を共催とし、実施に当たっては、関係課と連携を取り、開催を周知してまいります。	ウ	令和6年度より共催としたため、それぞれの課が所管する関係校園との連絡がスムーズに行えるようになりました。所管課からのアプローチを積極的に行うことにより、目標値を達成するものと考えております。令和7年度以降も幼保小連携の意義を伝え、貴重な研修の機会となるよう計画をしてまいります。	A	教育研究所
22	「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及	年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として認定します。また、認定園に通う保育が必要な園児の利用料を軽減します。さらに、多様な保育の受け皿確保のため、子育て支援枠の増加を図ります。	子育て支援枠の人数(翌年4月1日時点)	人	1901	2064	A	2030	子育て支援枠の人数については、新たに子育て支援型幼稚園を6園認定したこと、また、既認定園が利用者の増加等への対応として子育て支援枠の人数を増やしたことにより、目標値を上回る2,064人分を確保することができたため、A評価としました。	幼稚園への就園を希望する保育が必要な幼児の保護者のニーズに応えられるよう、更なる子育て支援枠の確保が必要です。	子育て支援型幼稚園の新規認定園の拡大等を通じて、子育て支援枠の人数の拡大を図っていきます。	ウ	令和6年度はすでに幼稚園に新規認定の案内を行っており、認定園の増加が見込まれるためA評価としました。今後も多様な保育の受け皿確保のため、子育て支援型幼稚園の新規認定園の拡大及び子育て支援枠の増加を図ります。	A	幼児政策課
23	保育人材確保対策の強化	保育士の処遇改善などの就業継続支援を図るとともに、新たな保育人材の確保対策を強化することで、安定的な施設運営を行います。	①保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数	人	6661	7257	A	6808	保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数について、令和5年4月1日現在における保育士数が7,257人となり、目標数6,661人に対し100%以上を達成しているため、A評価としました。	認可保育所等の整備を予定している中、また保育士確保において年々都市間競争の激しさが増す中で、保育士確保における本市の優位性を高めるため、より効果的に事業を展開する必要があります。保育体感ツアー等を通して市内保育施設のPR活動を実施すると共に、宿舍借り上げ支援事業や給与と乗せ補助等の処遇改善も併せて行うなど、総合的な保育人材確保対策を進めていきます。	今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、認可保育所等の整備とともに、その運営を担う保育士の確保も厳しさが増すことが予想されます。令和6年度においては、新たに保育士奨学金返済支援事業を開始するなど、国の動向を注視しながら、保育士確保策をより一層強化していきます。	エ	保育の質の確保・向上や安定的な施設運営のため、処遇改善事業等の保育士確保策を引き続き継続していくことから、目標値①②はA評価の現状維持と見込みます。今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、令和7年度以降も引き続き、認可保育所等の整備とともに、その運営を担う保育士の確保策をより一層強化していきます。	目標値①	保育課、 保育施設支援課
			②保育需要を踏まえた認可外保育施設の保育士数	—	確保	確保	A	確保	目標値②						
											A				

【様式2】 その他事業										R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 A＝廃止 イ＝縮小 ウ＝継続 エ＝拡大 オ＝終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満					
事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画 最終年度) 目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降 の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み 及びR7年度以降の展望	達成見込み	所 管
					R5	R5達成値	R5 年度別評価	R6							
24	保育施設等への指導 監督の実施	安心・安全な保育環境の確保や保 育の質の向上を図るため、保育施設 等に対し、立入調査等により指導監 督を実施します。	①認可外保育施設に ついては立入調査に 基づき文書指導を 行った施設の割合	%	15	17.2	B	14	(認可外)立入調査を145施設に対して実施しました。うち 文書指導としたのは25施設であり、文書指導となった施設の 割合は17.2%となったため、B評価としました。 (認可)調査を670施設で実施しました。うち指摘としたの は187施設であり、指摘となった施設の割合は27.9%と なったため、A評価としました。	指導となる可能性の高い施設への指導監督を適切に行 い、保育の質の向上を図ることで、今後の文書指導率、指 摘率を低減していきます。	指導歴のある施設を優先的に立入調査する年間計画を 組み、改善指導を行った施設に対しては速やかに改善報 告できるようにアフターフォローを行うことで保育の質の向 上を図ります。	ウ	保育施設における真の児童の安全と適切な保育施設運 営を最優先とするための指導監督・改善指導を公正公平 に行います。このため目標値①はB、目標値②はAと現状 維持を見込みます。 令和7年度以降も保育の質の向上を図るため、事業を 継続していきます。	目標値①	保育施設支援課
			②認可保育所等につ いては立入調査に基 づき指摘を行った施 設の割合	%	28	27.9	A	27						目標値②	
37	多様な事業者の能力 を活用した施設の設 置・運営	「待機児童解消加速化プラン」に基 づく保育の受け皿の確保や、住民 ニーズに沿った多様なサービスの提 供を進めていく中で、多様な事業者 (株式会社、NPO法人など)の能力を 活用した施設の設置や運営を促進し ます。	社会福祉法人以外の 法人の参入を促進	—	実施	実施	A	実施	令和5年度に整備を行った保育施設17施設(認可保育 所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事 業所、家庭的保育事業所)の運営主体は、社会福祉法人 が4か所、株式・有限・合同会社が7か所、学校法人が2か 所、NPO法人・一般社団法人が2か所、個人が2か所とな り、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるた め、A評価としました。	認可保育施設の整備事業にあたっては法人種別による 制限を行わないものの、保育の質や事業の持続性を確保 するため、財政状況や保育事業の運営実績に 基づく適切な審査を実施する必要があります。	多様な事業者の能力を活用した施設整備に向けて、普 及啓発に取り組みます。	ウ	令和6年度においても多様な事業者の能力を活用した施 設整備を行うことから、目標を達成できる見込みです。 保育需要の増加が見込まれる地域において施設整備を 行う際には、引き続き多様な事業者の能力を活用した施 設の設置や運営を促進します。	A	のびのび安心 子育て課
39	父親の子育て参加の 促進	父親の子育て意欲の向上や子育て 参加の促進を図るために、単独型子 育て支援センター等での父親向け講 座、イベント等を開催するとともに、周 知・啓発を行います。 また、実施内容の向上を図り、講 座・イベント等の参加機会を増やしま す。	父親向け講座等の参 加者のうち、今後は 積極的に子育てに参 加したいと回答した 参加者の割合	%	93	94	A	95	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るた めに、単独型子育て支援センターにてパパサンデーとし て、父親向け講座、イベント等を開催しました。パパサン デー等でのアンケートの結果、今後は積極的に子育てに参 加したいと回答した割合が94%となり、目標値を達成した ため、A評価としました。	引き続き、来室できない市民への対応として、オンライン アプリを活用した講座やイベントを行い、参加者の満足度 を高める取組を実施します。	令和6年度においても動画配信やオンラインアプリを活 用したイベントを実施し、参加者を増やしつつ、参加者の 満足度向上につながる取組を行います。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、目 標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き、単 独型子育て支援センター等での父親向け講座やイベント 等を実施していきます。	A	子育て支援課
40	祖父母世代による地 域の子育て活動の促 進	祖父母世代の地域における子育て 活動への参加促進を図るため、現在 の子育て事情やさまざまな世代の価 値観を知るきっかけとなる冊子の作 成や単独型子育て支援センター等 での講座を開催します。	孫育て講座参加者の うち、今後は積極的 に地域の子育てに参 加したいと回答した 参加者の割合	%	87	72	B	90	現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知る きっかけとなる祖父母手帳の作成や単独型子育て支援セ ンター等での孫育て講座を実施しました。孫育て講座での アンケートの結果、今後は積極的に地域の子育てに参 加したいと回答した参加者の割合が72%となったため、B評 価としました。	引き続き、講座に参加できない市民への対応としてオン ラインアプリなどの活用を行い参加者を増やします。	講座を実施するにあたり、会場での実施の他、オンライ ンアプリなどの活用も併用して行い、参加者を増やしつ つ、講座内容の充実を図り、満足度向上につながる取組 を行います。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、目 標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き、単 独型子育て支援センターでの講座等を実施していきます。	A	子育て支援課
41	インクルーシブ子育て 支援の実施	保育施設等の子育て支援に携わる スタッフを対象に、プログラムとツール (教材)の作成、研修会の開催、実践 のフォローアップを行うことで、養育 者が抱く子どもの発達・発育上の「心配 事」や子ども自身の「困り感」に対 応できるように地域の子育て支援力の 向上を目指す。	インクルパートナー 養成数	人	70	132	A	70	保育所(公立・民間)、認定こども園、子育て支援セン ター、児童センター等の保育施設の子育て支援に携わる 職員を対象にインクルパートナー養成研修を実施しまし た。令和5年度は、対象施設を拡大し、幼稚園を加えまし た。対面と動画(オンデマンド配信)による基礎研修と研修 参加者の所属する施設等に訪問する実践研修を行い、 132名のインクルパートナーを養成したため、A評価としま した。	基礎研修は対面(複数開催)と動画(オンデマンド)があ り、実践研修は参加者の施設との訪問日調整等と、申込 みや調整が煩雑であるため、電子申請システムを活用し ます。	インクルパートナー養成研修の基礎研修は、参加しやす さに配慮し、対面と動画にて継続実施します。また、基礎 研修と実践研修の申込み、受講決定通知の送付等につ いては、電子申請システムを活用して実施します。	ウ	インクルパートナー養成数は目標達成の見込みです。令 和7年度以降については、事業の実績と課題を整理し、研 修体系や内容の見直しを図ります。	A	子ども家庭総合 センター総務課
42	子ども家庭総合セン ター管理運営事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合 的に取り組み、子ども・家庭、地域の 子育て機能を総合的に支援するため、 さいたま市子ども家庭総合センターを 管理・運営します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	市民コンタクトスクエアや冒険はらっぱの運営を行いま した(市民コンタクトスクエアは指定管理による運営。冒険は らっぱは業務委託による運営)。 部局を越えた連携を図るため、子ども家庭総合センター 内の各所属長が委員となる代表者会議や、ケースに対し て各所属から対応案を検討する実務者調整会議を開催し ました。 施設の点検、修繕等の維持管理業務をとおして、各所 属が対市民の業務に支障なく取り組める環境を整備しま した。	開館から5年以上が経過し、修繕等の維持管理の必要 性が増していることから、施設の点検、修繕等を円滑に実 施し、来館者の安全面の一層の配慮を徹底します。	引き続き適切な管理・運営を実施します。	ウ	子ども家庭総合センターは、現状の管理・運営を継続す るため、目標達成の見込みです。令和7年度以降について も、引き続き、適切に管理・運営を実施します。	A	子ども家庭総合 センター総務課
45	保育コーディネーター	各区役所支援課に保育現場に長年 携わった公立保育園長経験者である 保育コーディネーターを配置し、保 育施設等に通われているお子さんの保 護者や保育施設等に対する相談支 援を行い、地域における保育施設の 質の向上を図ります。 また、必要に応じて保育施設等に中 立的な立場から専門的な助言を行 い、お子さんが安心して保育所等に 通えるよう利用者支援を行います。	保育コーディネーター の人数	人	10	10	A	10	目標値である全区(10区)で配置を維持していることから A評価としました。	効果的・専門的な助言を行えるようコーディネーター間で の情報共有・連携が必要となります。引き続き各区のコ ーディネーターの連携強化に努めていきます。	保育コーディネーターの全区での配置を維持し相談支援 を継続することで、保育の質の向上に取り組みます。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、目 標を達成する見込みです。今後も多数の相談支援業務が 見込まれることから、令和7年度以降も引き続き、全区で の保育コーディネーターの配置を行い、保育の質の向上 を一層強化していきます。	A	保育課
47	なんでも子ども・若者 相談窓口の実施	子ども家庭総合センターに総合的な 窓口を設置し、相談者の思いや悩み をワンストップで受け止め、相談に訪 れた市民に対し適切な情報提供を行 うとともに、専門相談機関をはじめ とした関係機関へのコーディネート を行います。	なんでも子ども相談 窓口利用者アンケー トで親身に相談に 乗ってくれたと回答 した人の割合	%	90	99.5	A	90	令和5年度は「なんでも子ども相談窓口」にて窓口相談 を実施した対象者1,252人のうち、388人(30.8%)から回答を 得ました。そのうち「親身に相談に乗ってくれたか」という 質問に対し、「とても感じる」(375人)、「まあ感じる」(9人) と回答をした人の割合は99.5%と、目標値である90%以上を 達成できたためA評価としました。	窓口利用者のうち親身に相談に乗ってくれたと回答した 割合については達成しているものの、来所相談に限られ るため、来所相談以外の相談における満足度を把握する ための検討・取り組みを行います。	アンケート実施対象について再検討し、より多くの市民 の方の意見を集約し事業の改善につなげていきます。	ウ	総合相談窓口利用者の満足度について、目標達成の見 込みです。 令和7年度以降も、身近で安心して相談できる窓口とな るよう事業を進めていきます。	A	子ども家庭総合セン ター総務課
48	さいたま子育てWEB 事業	子育てに関する情報を一元的に把 握し、発信していくことを目的とし て、子育てに関する制度をはじめ、地域 活動情報、育児サークル、イベン トなどの様々な情報の提供や、メー ルによる育児相談、市民からの書き 込み掲示板などの利用者参加型のメ ニューを組み込んだWebサイトを構 築、運営します。	アクセス件数	件	1245000	86264	C	1250000	子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児 サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールに よる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者 参加型のメニューを組み込んだウェブサイトを管理・運営 し、アクセス件数が86,264件だったため、C評価としま した。また、令和6年3月下旬より子育てWEBはリニューアル しています。	市民が必要とする情報を提供できるよう子育てWEBの充 実を図り、子育て応援ブックへの掲載等により認知度向上 に努めます。	リニューアルした子育てWEBにおいて、子育てに関する 制度をはじめ、地域の子育て関連施設などの様々な情報 の提供を行うとともに、スマートフォンでの見やすさも配慮 したより便利で使いやすいウェブサイトの管理・運営を行 います。	ウ	令和6年度も、目標に向け事業を実施する予定ですが、 目標値のトップページアクセス数が実績値と大きく相違し ているため、達成することは難しい見込みです。令和7年 度以降は、目標値を再考するとともに、子育てWEBを運営 していきます。	C	子育て支援課

【様式2】 その他事業									R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア＝廃止 イ＝縮小 ウ＝継続 エ＝拡大 オ＝終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満						
事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価								
49	子育て支援ネットワーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。	会議の実施	—	実施	実施	A	実施	子育て支援ネットワーク会議を通じ、子育て支援に係る様々な課題について情報共有を実施したため、A評価としました。	庁内課所のみならず庁外関係機関も複数関与することから、会議形式で開催が難しい場合は、子育て支援ネットワーク会議参加機関の意向を確認しながら、開催方法を検討するなど、有意義な情報共有等が行えるよう会議を実施していきます。	子育て支援ネットワーク会議参加機関の意向を確認しながら、有意義な情報共有等が行えるよう会議を実施していきます。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、目標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き、有意義な情報共有等が行えるよう子育て支援ネットワーク会議を実施していきます。	A	子育て支援課
50	子育て応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。	発行部数	冊	59000	50000	B	59000	子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に部数を精査し、子育て応援ブックを50,000冊発行し、市内公共施設で配布をしたため、B評価としました。 なお、子育て応援ブック外国語版は、さいたま子育てWEBの外国語対応を図ることで最新の情報を外国語でも発信できるようにすることを目的とし、令和3年度をもって配布を終了しております。	子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、紙面の構成を検討するなどより分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。	引き続き、子育てに関する情報を集約し、子育て応援ブックによる情報提供を実施します。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、概ね目標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き、子育て応援ブックによる情報提供をしています。	A	子育て支援課
51	あそび場ガイドブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「あそび場ガイドブック」を作成します。	地域の子育て関連施設等の情報発信の実施	—	実施	実施	A	実施	子育て応援ダイヤル、子育て応援ブック等の情報誌、子育てWEBにより、保育施設や遊び場、相談窓口等の地域の子育て関連施設等の情報発信を実施したため、A評価としました。	子育てWEBについては、積極的な周知を行い、認知度の向上を図るとともに、より利用しやすいWEBサイトにすることで、多くの子育て世帯に利用していただけるよう努めてまいります。	子育て家庭が必要な情報をいつでも入手することができるよう、引き続き、地域の子育て関連施設等の情報の発信に努めてまいります。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、目標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き、地域の子育て関連施設等の情報を発信していきます。	A	子育て支援課
52	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。	ブックスタートパック引換件数	冊	6300	9540	A	6200	令和5年度より、絵本の配布方法を見直し、産婦新生児訪問・ハローエンゼル訪問等にて子育て家庭に絵本を配布するとともに、単独型子育て支援センターにて、絵本の読み聞かせやアドバイスを実施しました。 目標冊数6,300冊に対し、引換冊数が9,540冊と目標値を達成したためA評価としました。	本事業は、絵本の配布に加え、絵本の読み聞かせについての助言をするものであり、より多くの家庭に当事業に参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知します。	引き続き、産婦・新生児訪問及び乳児全戸訪問事業を活用した絵本の配布や単独型子育て支援センターでの読み聞かせの助言等を行い、目標達成を目指します。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、目標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き、ブックスタート事業を実施していきます。	A	子育て支援課
53-1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【契約課】 入札制度において、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する取組を評価します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和5・6年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する企業のうち、従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局に提出した場合、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合において、発注者別評価点として10点を加えました。また、従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合において、発注者別評価点として10点を加えました。 また、総合評価方式で入札する案件について、次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある、又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている入札参加者に対し、評価点に2.0点を加えました。 以上のことから、A評価としました。	評価項目の加点を見直す際に、他の子育て支援施策等で評価できるか検討しています。	引き続き、建設工事競争入札参加資格審査の発注者別評価点及び総合評価方式の評価点による加点を行います。	ウ	令和6年度についても、令和5年度と同様の実施内容にて発注者別評価点及び総合評価方式の評価点による加点を行う見込みです。 令和7年度についても引き続き加点を行います。	A	契約課
53-2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【人権政策・男女共同参画課】 ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座を実施します。	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識した(理解した)と回答した受講者の割合	%	90	95	A	95	男女共同参画推進センターにおいて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する出前講座を実施しました。「さいたま市男女共同参画推進事業者」については、令和5年度の応募事業者はありませんでした。講座参加者アンケート(出前講座)において、ワーク・ライフ・バランスの理解が深まったと回答した受講者の割合は95.0%であり、目標値を上回っていることからA評価としました。なお、令和6年度の目標値については、新たに策定された「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」と整合性をとるため、90%から95%へ変更しています。	事業を通して引き続き、ワークライフ・バランスの促進のため、長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について周知、啓発を行っていく必要があります。	「さいたま市内企業等男女共同参画研修会」、出前講座等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	ウ	令和6年度の目標値については、新たに策定された「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」と整合性をとるため、90%から95%へ変更しています。目標値である95%を令和5年度時点で既に達成しているため、令和6年度においても達成が見込めます。令和7年度ではさらに高い達成値を出せるよう、前年度の改善やワーク・ライフ・バランスの周知・啓発に努めていきます。	A	人権政策・男女共同参画課
53-3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【子育て支援政策課】 父親が子育てに参加するきっかけを作るため、妊娠・出産による母親の身体的・精神的変化や仕事と家庭の両立に関する各種支援制度等を掲載した父子手帖を作成し、配布します。	発行部数	冊	15000	15000	A	15000	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を目標値のとおり発行し、母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配布したため、A評価としました。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、必要に応じて「父子手帖」の掲載内容を更新し、発行します。	引き続き「父子手帖」を母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配布し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	ウ	令和6年度も、目標通り事業を実施する予定であり、目標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、父子手帖を発行していきます。	A	子育て支援課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画 最終年度) 目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降 の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み 及びR7年度以降の展望	達成見込み	所 管
					R5	R5達成値	R5 年度別評価								
53-4	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等 に対し、仕事と生活の調和に関する情 報・関係法令等の提供・啓発や、講座 の開催、認証・表彰制度の実施、入 札制度における優遇措置等を行います。 【経済政策課】 中小企業等を対象にしたセミナー等 を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	SDGs推進マニュアルを改正し、SDGs認証企業だけで なく、これからSDGsの取組を進める企業や個人への周知を 図りました。また、SDGs認証企業事例集の作成により、取 組内容を市内の団体等へ配布・周知をすることによって、 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進に寄与 したため、A評価としました。	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を含む SDGsに取り組む事業者の更なる増加を図るため、引き続 きセミナー等の開催や企業訪問を実施してまいります。	引き続きセミナー等の開催を通じて、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進を含んだSDGs経営を推 進する事業者を支援します。	ウ	事業を継続して開催するため、達成する見込みです。 SDGsは2030年までに達成すべき開発目標と定められて おり、令和7年度以降も事業継続の予定です。	A	経済政策課
53-5	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)推進のため、市民・企業等 に対し、仕事と生活の調和に関する情 報・関係法令等の提供・啓発や、講 座の開催、表彰制度の実施、入札制 度における優遇措置等を行います。 【労働政策課】 「働く人の支援講座」の中で、勤労 者や、企業の労務担当者・管理職・経 営者を対象に、ワーク・ライフ・バラン スの推進に資する講座を実施しま す。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	「働く人の支援講座」において、「仕事と生活を調和させ るために～ライフステージと労働法～」をテーマとした講座 を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ったため、A 評価としました。	ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、勤労者個 人の意識改革だけでなく、企業の労務担当者・管理職・経 営者に対し、勤労者のワーク・ライフ・バランスを考慮した 職場環境の整備を促す内容の講座を実施する必要があります。	令和6年度は、勤労者向け及び労務担当者・管理職・経 営者向けに、ワーク・ライフ・バランス推進に資する内容を 加えた講座を実施します。 また、労務担当者・管理職・経営者向けに、対面での講 義に加えオンラインによるライブ配信を引き続き実施しま す。	ウ	令和6年度は、勤労者向け及び労務担当者・管理職・経 営者向けに、ワーク・ライフ・バランス推進に資する内容を 加えた講座を実施するため、達成見込みをAとしました。 令和7年度以降も引き続き、ワーク・ライフ・バランス推 進に資する講座等の取組を実施していきます。	A	労働政策課
54	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生 活、非行などに関する相談を相談員 が受け付け、子育てに関する不安を 解消します。	家庭児童相談員会議 の実施回数	回	2	6	A	2	家庭児童相談員を子ども家庭総合支援拠点の一員と し、子ども家庭総合支援拠点の担当者会議と家庭児童相 談員会議を兼ねたことにより、家庭児童相談員の資質の 向上と各区の情報共有を図る担当者会議を6回開催した ため、A評価としました。	相談内容が複雑化しており、専門性が高く多岐な対応を 求められるため、関係機関と連携していく必要があり、子 ども家庭総合支援拠点の一員として運営することで、家庭 児童相談室の相談機能の充実を図ります。	各区に設置したこども家庭センターの一員とすることで、 家庭児童相談室の相談機能の充実を図ります。また、家 庭児童相談員の資質の向上と各区の情報共有を目的 に、こども家庭センター(児童福祉機能)の担当者会議(家 庭児童相談員会議を兼ねる)を開催します。	ウ	令和6年度につきましては、会議の開催を6回予定してい ることから、A評価としました。 令和7年度以降も引き続き担当者会議を開催し、家庭児 童相談室の相談機能の拡充を図ります。	A	子ども家庭支援課
56	要保護児童対策地域 協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとす る、保護を要する子どもの情報交換 や、支援を行うための協議を行う要保 護児童対策地域協議会を充実させ、 関係機関の連携強化を図り、虐待の 早期発見、早期対応、地域でのケア を適切に行うとともに、家族再統合を 円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	1	1	A	1	代表者会議を開催し、庁内外の関係機関の代表者レベ ルでの情報共有や実態把握、活動状況の評価等を実施 し、会議の目的が達成できたため、A評価としました。	要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村で あっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合 があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが 必要となります。 このため、要保護児童対策調整機関が、個々のケースに 応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たす ためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が求 められます。	各機関の代表による代表者会議、区会議をはじめ、各 機関のリーダークラスによる実務者会議を開催し、要保護 児童の情報交換や見守り状況の点検を行うほか、リスク の高いケースなどについては、随時個別ケース検討会議 を開き、支援方針や役割分担を決めながら虐待防止に向 けた必要な対応を行います。 また、各区の調整担当者を対象に、調整担当者研修を 受講します。	ウ	令和6年度につきましては、各会議の開催を実施や研修 の受講を予定していることから、A評価としました。 令和7年度以降も代表者会議を開催することで、庁内外 の関係機関での情報共有や実態把握を実施します。	A	子ども家庭支援課
57	児童相談所における 支援	増加する児童虐待相談等への迅速 かつ適切な対応を確保するため、関 係機関と連携を深め、専門性を高め るための職員の育成を行い、あらゆ る児童相談に対応できる体制を推進 します。	アセスメント研修の回 数	回	9	9	A	9	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、当 所が積極的に取り入れているケースワークの技法であ る、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を 年9回開催したため、A評価としました。	複雑化する児童虐待に対応するため、専門性の高い職 員の育成を行う必要があります。	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、当 所が積極的に取り入れているケースワークの技法であ る、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を 年9回開催します。	ウ	令和6年度も事業を実施する見込みであることからA評 価としました。 令和7年度以降も、実施していきます。	A	北部・南部 児童相談所
58	虐待の発生予防・援 助における職員の能 力の向上	急増する児童虐待相談に対応する ため、児童相談所の職員の専門性を 強化するとともに、各区支援課等を交 えた研修の充実を進めるほか、地域 の主任児童委員等を対象にした研修 を実施し、虐待予防の充実を図りま す。	研修の実施回数	回	16	15	A	16	民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相 談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委 員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計 10回開催しました。また、各区支援課、家庭児童相談員お よび保健センター職員を対象に児童相談所における虐待 対応や連携についての研修を年5回開催しました。 これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な 各関係機関との情報共有や連携を図りました。 以上のことからA評価としました。	相談者にとって身近な存在である地域の機関との連携 は重要であり、地域の機関が適切な対応ができるよう、専 門的な研修を実施することにより、連携を強化します。	民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相 談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委 員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計 10回開催します。また、各区支援課、家庭児童相談員お よび保健センター職員を対象に児童相談所における虐待 対応や連携についての研修を年6回開催します。	ウ	令和6年度も事業を実施する見込みであることからA評 価としました。 令和7年度以降も、実施していきます。	A	北部・南部 児童相談所
59	児童虐待防止啓発事 業	オレンジリボンキャンペーンの実施 などにより、虐待防止の啓発を図り、 児童虐待のない社会づくりを推進しま す。	子ども虐待防止 フォーラムのアン ケートにおける満足 度	%	90	94.6	A	90	子ども虐待防止フォーラムを開催し、アンケートの結果 では「参考になった・まあまあ参考になった」と回答した人 の割合が94.6%だったため、A評価としました。	児童虐待の第一発見者となりうる幼稚園、保育園、小・ 中学校等の子育て支援関係者が児童虐待への対応方法 について理解を深める内容を引き続き検討していきます。	11月の児童虐待防止月間であるオレンジリボンキャン ペーンの一環としてフォーラムを実施します。	ウ	例年、子ども虐待防止フォーラムのアンケートにおける 満足度が目標としている90%を超えていることから、令和 6年度についても目標を達成する見込みです。 虐待防止の啓発を図るため、引き続き子ども虐待防止 フォーラムを実施します。	A	子ども家庭支援課
60	児童虐待発生予防事 業	子育てに関する悩みを抱える母親 同士が、ふれあい親子支援事業を通 して安心して自分の気持ちを言葉で 表現できる場を提供します。また、話 し合いを通して不安や悩みを解決す ることが虐待の発生予防につながる ように支援を行います。	自分の気持ちを話せ る母親の割合	%	100	100	A	100	ふれあい親子支援事業への参加をしていた母親が自分 の気持ちを言語化できた割合が100%であったため、A評 価としました。事業終了後は、スタッフ間でミーティングを 行い、支援方針を随時検討しました。また、定期的に参加 者と個別面接を実施し、事業への参加の振り返りを行い、 より効果的に参加できるようにしました。	参加者が固定化し、グループとしての効果が薄れている ため、事業の実施方法等の検討を行っていきます。	現状に即した事業展開ができるよう、実施方法等を検討 していきます。	ウ	ふれあい親子支援事業への参加をしている母親が、現 在参加時、自分の気持ちを言語化できているため、A評価 としています。 現状に即した事業展開を行い、より多くの方の参加につ なげ、虐待の発生予防につながるよう支援を行います。	A	母子保健課
62	24時間・365日体制強 化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を 強化するとともに、48時間以内の児 童の安全確認を実施していくため、24 時間児童虐待通告電話による夜間休 日を問わずいつでも通告・相談に応じ る体制の充実強化を図ります	研修会の実施回数	回	3	3	A	3	電話相談員に対し、相談技術や虐待対応の専門性向上 のための研修を、実践的な内容で、年3回実施したため、 A評価としました。	電話相談業務は高度な専門性を必要とすることから、今 後も、研修内容を工夫し、実施します。	電話相談員のニーズに対応し、相談技術や虐待対応の 専門性向上のための研修を年3回実施します。	ウ	令和6年度も事業を実施する見込みであることからA評 価としました。 令和7年度以降も、実施していきます。	A	北部・南部 児童相談所

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価								
63	里親制度	里親の登録数を増やすために、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親委託を推進します。また、里親研修会等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親等委託調整員の配置や里親支援機関との連携を強化する等、里親の支援を図ります。	里親等への委託率	%	51.58	44.94	B	53.68	「里親公開講座」、集客施設でイベント「里親応援の集い」を開催するなど、里親制度普及啓発活動を行ったことで市民に制度を周知した結果、新規登録里親数が20組増加しました。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携、新規登録里親及び未委託里親向けの研修を実施するなど里親支援の充実を図りました。 その結果、目標値である里親への委託率51.58%に対し44.94%の結果であったため、B評価としました。	児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。 また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言えない状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要となっております。	集客施設等での普及啓発イベントの開催など里親制度のPR等の周知方法を見直し、より効果的な普及啓発活動を行うことで里親登録数の増加を図ります。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携に加え、新たな関係機関との連携を図り里親支援を強化するなど、里子との関係不調を起こさない体制を構築していきます。	ウ	令和6年度も事業を実施する見込みであることからA評価としました。 令和7年度以降も、実施していきます。	A	北部・南部 児童相談所
64	社会的養育推進事業	埼玉県社会的養育推進計画に基づき、家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、里親等委託の推進に取り組み、家庭的養育等の充実を図ります。また、児童養護施設等において、本市の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状態に応じて小規模かつ地域分散化を促進し、里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。	施設の小規模化・地域分散化等の促進	—	小規模化・地域分散化の促進	小規模化・地域分散化の促進	A	小規模化・地域分散化の促進	施設の小規模化・地域分散化等の促進において、事業開始希望者に相談対応の支援を行うこと等により、定員6名の自立援助ホーム1事業所が開設に至り、家庭的な環境での養育を行える場を増やすことができたのでA評価としました。	児童養護施設等において、個々の子どものニーズに応じた丁寧なケアを提供できるよう、児童養護施設本体の小規模化を検討するとともに、自立援助ホーム等と相談や実地調査等を通じて連携を図りながら、社会的養護の充実に向けて引き続き検討を進めていきます。	平成28年の児童福祉法改正により、家庭的養育優先原則が定義づけられました。施設から里親等への養育転換が求められ、施設の小規模化・地域分散化・多機能化を推進していく方向となったため、今後は施設の小規模化・地域分散化・多機能化に向け、施設と調整を図っていきます。	ウ	家庭的な環境での養育を行える場、特に自立援助ホームは令和2年度当初の2事業所から令和5年度末現在で9事業所まで増加しています。令和6年度も1事業所が新規開設予定のため達成見込みをAとします。 令和7年度以降も既存の児童養護施設についても小規模化・地域分散化を支援していきます。	A	子ども家庭支援課
65	母子生活支援施設事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和5年度は通常入所の世帯はありませんでしたが、退所世帯へのアフターケアの実施など、各種支援を行ったことからA評価としました。	市内の母子生活支援施設は1か所であるため、夫等からの暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在を特定されるおそれがあります。 このため、市外施設への入所により所在を特定できないようにし、夫等からの暴力等から避難し保護が必要である母子の安全性を高めるとともに、さいたま市以外の住民を受け入れることにより母子生活支援施設の稼働率の向上を図ります。	引き続き、入所した母子が安定した生活を送り、将来自立して生活していくための支援施設として、母子生活支援施設の施設運営を継続的に実施します。	ウ	長期的に通常入所の世帯は少ない状態が続いていますが、継続的に退所世帯へのアフターケアを実施しています。令和6年度もアフターケアを実施予定のため達成見込みをAとします。 公設施設に対するニーズの分析を行い、令和7年度以降も支援を実施します。	A	子ども家庭支援課
66	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	67	54	B	68	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、54回の家族支援ケースカンファレンスを実施したため、A評価としました。	今後も引き続き、様々な問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図っていきます。	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、68回の家族支援ケースカンファレンスを実施します。	ウ	令和6年度も事業を実施する見込みであることからA評価としました。 令和7年度以降も、実施していきます。	A	北部・南部 児童相談所
67	総合療育センター事業	発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療・福祉が一体となって、専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。 障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。併せて、多職種のプロフェッショナルによる保育所・幼稚園等への訪問や関係機関との連携などの地域支援を引き続き実施します。	①初診待ち期間	日	57	61	A	35	①令和5年度の初診実施件数は、令和2年度より123件増の1,056件実施し、初診待ち期間の短縮に努めました。また、療育センターの地域偏在の解消と初診待ち期間の短縮のため、療育センターひなぎくを令和6年2月に開設しました。事業の達成状況については、目標値57日と達成値61日との対比により、達成率が90%を超えたことからA評価としましたが、診察を希望する子どもの相談件数が増加しており、初診待ち期間が延びました。 令和6年度の目標値について、新療育センターの設置に伴い、総合振興計画では、目標値を35日としていることから、総合振興計画と同日目標値に修正します。	①医療的ケア児の支援の高度化や発達障害の社会的認知の広がりから、医学的診断及び支援を要する障害児等が増え、より多角的な視点からの状況・状態を把握することや重複障害等への的確な対応が求められており、特に発達障害の専門的な診療ができる医師の数が少ない状況から全国的に初診待ち期間が長期化しています。本市においても発達障害等で診察を希望する子どもが増加し、令和4年度より待ち期間が延びています。	①急速キャンセルとなった予約枠の活用などにより効率的な診察数の確保に努めます。併せて、保護者、療育施設への支援を強化することで保護者の不安感の軽減を図ります。また、療育センターひなぎくの円滑な事業実施と地域とのネットワークの構築等により障害児等への支援体制を強化してまいります。	ウ	①市内3つの療育センターの連携と効果的な支援の実施に努めていますが、初診待ち期間が長期化している状況です。福祉サービスも含めた支援体制の活用により重層的な支援ができる体制の構築にも努めます。 ②令和6年度も目標達成が見込めます。障害児が日常生活を過ごす療育施設へ助言等を行うことにより身近な地域で適切な支援を受けられる環境の整備を推進し、発達に遅れのある子どもや障害児の健やかな発達と自立を促すため、令和7年度以降も事業継続予定です。	目標値① A	ひまわり学園総務課、 医療課、育成課、 療育センターさくら草、 療育センターひなぎく
			②療育施設等への支援内容の活用度	%	82	98.6	A	84	②療育施設等への支援内容の活用度について、療育講座をオンラインで開催するとともに、出張療育カンファレンスを実施し、アンケートの中の活用度についての評価が98.6%になったため、Aと評価しました。	②出張療育カンファレンス利用施設の拡大のため、市内の療育施設にカンファレンスの情報を広く周知します。なお、療育講座について引き続きオンラインでの開催を予定しており、より充実した講座に更新していきます。	②障害児通所支援事業所、児童発達支援センター、特別支援学校、特別支援学級などの療育関係者にむけて、オンラインでの療育講座を開催します。さいたま市の障害児通所支援事業所、児童発達支援センターなど療育施設への出張療育カンファレンスを実施します。				
68	特別支援事業	私立幼稚園、認定こども園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費に対し助成を行います。 また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。	事後アンケートの実施	%	90	100	A	90	私立幼稚園等特別支援支援事業費補助金については、要支援への特別な教育的支援を行う幼稚園等に対して補助金を交付しました。 私立幼稚園等特別支援巡回相談については、申請があった園に対して38件の巡回相談を実施しました。事後のアンケート結果では、実施した全ての園で肯定的な回答が得られ、目標値を上回ったため、年度別評価をAとしました。	私立幼稚園等特別支援巡回相談は、対象児童の観察の後、園内協議(カンファレンス)を行っています。園内協議は園全体の保育の質向上に資するものと考えており、対象の児童と直接関わる担任だけでなく、できるだけ多くの教職員が参加するよう呼び掛けていく必要があります。	特別な教育的支援を必要とする児童を受け入れる幼稚園等に対して支援を実施します。 私立幼稚園等特別支援巡回相談については、園内協議への参加意欲を高め、かつ、保育の質を高めるための時間として有効活用されるよう、園内協議の時間を園内研修となることを明確にするとともに、その時間は処遇改善等加算に関わる研修時間に算入できることを周知してまいります。	ウ	令和6年度は既に相談員の派遣を開始しており、実施した園からは肯定的な回答を得られているため、最終年度における達成見込みをA評価としました。 令和7年度以降も同様の取組を継続するとともに、園内協議を含めた巡回相談の利用の意義を伝えることで、一層の利用促進を図ってまいります。	A	幼児政策課

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価	R6							
69	保育施設等における障害児保育の推進	障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。 さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。 また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実を図り、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	事業を滞りなく実施することができたため、A評価としました。なお、障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数・施設数は、令和4年度は344人・143園でしたが、令和5年度は487人・183園に増加となりました。	公立保育所での障害児等の受入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。 また、保育の量的拡大や保育ニーズの多様化が進む中、障害児等の保育のための専門的な知識の習得が必要となります。	巡回保育相談事業、発達支援研修への参加促進により、障害児等の受入れ施設数の増加につながっていることから、引き続き事業を実施します。	ウ	計画最終年度目標に対する進捗率が令和6年3月31日時点で100%となっており、目標を達成できる見込みです。引き続き、巡回保育相談事業、発達支援研修への参加促進により、民間保育施設で障害児等の受入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進するよう事業を実施します。	A	保育課、 保育施設支援課
70	放課後児童クラブにおける障害児支援の推進	障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。 公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。 民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による巡回相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な配慮が必要な児童の育成支援を行うクラブを支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和5年4月1日時点において、308クラブ中149クラブにおいて268人の障害児を受け入れました。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。 障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。 これらの取組みにより、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したため、A評価としました。	障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えているという課題があります。そのため、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに取り組んでいきます。	公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設け、民設放課後児童クラブにおいては障害のある児童を受け入れるクラブに対して、基準に基づいた職員の加配にかかる人件費の加算を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費の助成を実施します。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による巡回相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童を受け入れるクラブに対して支援を実施します。	ウ	事業の実施により、目標は達成できる見込みです。令和7年度以降も引き続き事業を実施し、放課後児童クラブにおける障害児の受入体制を整えていきます。	A	放課後児童課
71	発達障害者支援センターの充実	発達障害者社会参加事業を実施し、社会参加の機会を拡げます。また、普及啓発活動や連絡協議会の開催を通じ、地域における支援体制を整備するとともに困難事例の支援スキルの向上を図り、二次障害の発生と深い関連のある高校生年代を含めた支援の在り方について検討してまいります。	事業の実施及び推進	—	強化・推進	強化・推進	A	強化・推進	令和5年度も業務委託にて「発達障害者社会参加事業」を実施し、既存の社会資源につながりにくい発達障害者に、家庭外の居場所や日中体験活動の場の提供を行いました。一人でも多くの当事者が利用できるよう、出張居場所として、障害者総合支援センターやコミュニティセンター、区役所の会議室などを借りて、実施しました。 高校生から概ね20代までの若年層当事者及びその家族、支援者を対象に、「学生向けキャリア形成支援事業」として、その人らしい社会参加や就労について考えるための講座を計8回実施しました。併せて講座を通じ、二次障害の予防に関する知識や情報の普及に努めました。 以上のことから、A評価としました。	思春期には二次障害が深刻化する傾向にあり、引き続き思春期年代からの支援体制の整備に努めるとともに、高校生年代の支援を推進していく必要があります。	令和6年度は「相談支援事業」「発達障害者社会参加事業」「学生向けキャリア形成支援事業」「発達障害者支援連絡協議会」に、「発達障害者地域支援体制強化事業」を新規事業として加え、発達障害者支援センターの機能の向上に努めながら、関係機関との連携、協働体制を一層強化し、思春期も含めた地域支援体制の整備に向け取り組んでまいります。	ウ	令和6年度は新規事業の導入と推進を図り、目標を達成し、令和7年度は地域支援体制の強化を行ってまいります。	A	障害者総合支援センター
72	高次脳機能障害者支援センターの充実	当事者及び家族等へ必要な情報発信と高次脳機能障害の理解促進を図るセミナーの開催等による普及啓発により、早期に適切な支援につなぐとともに、関係機関と調整、連携しながら相談支援を行います。そして、当事者及び家族の方が安心して住み慣れた地域で生活できるように努めます。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	困難事例を取り上げた専門医によるスーパービジョンを7回実施するなど、相談支援の充実を図りました。 最も身近で支援している高次脳機能障害者の家族が集い、症状や対応方法などを学ぶ家族教室や当事者や家族同士で共感し支え合う高次脳機能障害ピアサポーター講座を開催するなど、当事者・家族会の充実を図りました。 高次脳機能障害理解促進セミナーを開催するとともに高次脳機能障害者支援センターのリーフレットを民生委員児童委員に配布するなど、普及啓発活動に取り組みました。 高次脳機能障害に関する人材育成の研修会等を9回(受講者237名)実施しました。 これらの事業内容に沿った取り組みができたためA評価としました。	早期に必要な支援につなげるため、更なる関係機関への普及啓発や人材育成の研修会に取り組むことが必要になります。	関係機関と連携を図りながら、高次脳機能障害者や家族への相談支援、高次脳機能障害の普及啓発、人材育成及び高次脳機能障害者団体への活動支援等の事業を展開します。	ウ	例年同様の達成水準が見込まれ、令和7年度以降も同水準を維持するよう事業を実施していきます。	A	障害者更生相談センター
73	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであっても、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び治療用具費を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務を遂行できたため、A評価としました。	本制度への申請が可能な方でも、子育て支援医療費助成制度等、主にさいたま市負担の公費負担制度のみの申請にとどまる方がいます。指定医療機関や各区保健センターと一層連携を強化し、制度理解を深め、本制度への申請を案内できるよう努めます。	引き続き、指定医療機関や各区保健センター等と連携し、適切な公費負担を実施していきます。	ウ	例年同様の達成水準が見込まれ、令和7年度以降も同水準を維持するよう同制度を実施していきます。	A	健康支援課
74	通級指導教室の拡充	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が身近な教室で指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。	通級指導教室の拡充	教室	発達障害・情緒障害通級指導教室3教室	小学校(発・情)2校2教室 中学校(発・情)1校1教室	A	発達障害・情緒障害通級指導教室3教室	小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を2校2教室、中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を1校1教室の新設準備を実施し、開設を実施したことで、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるようになったことから、A評価としました。	特になし	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるよう、小・中学校における発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施します。	ウ	計画最終年度まで、引き続き目標を達成できる見込みです。令和7年度以降については、総合振興計画実施計画の終期である令和7年度までは本事業を推進し、令和8年度以降は、障害のある児童生徒の教育環境整備について、新たな方策を検討してまいります。	A	特別支援教育室

【様式2】 その他事業										R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア＝廃止 イ＝縮小 ウ＝継続 エ＝拡大 オ＝終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満						
事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績			今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価	R6								
75	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かに健やかに児童生徒をはぐくむため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合	%	95	97.4	A	95	チャレンジスクールに参加する児童生徒に対してアンケート調査を行い、チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合を算出した結果、97.4%であったため、A評価としました。	ボランティアの不足が課題です。 このため、教職インターンシップ制度を活用して、浦和大学及び芝浦工業大学からボランティアを引き続き受け入れます。また、埼玉大学や文教大学など、市内外の大学でボランティア募集の説明会を実施し、大学生ボランティアの拡充を図るなど、大学との連携強化に努めます。	チャレンジスクール参加者の満足度を高い水準で維持するため、活動の選択肢の拡大に向け、民間のノウハウを活用した「学習プログラム」及び「体験プログラム」やオンラインプログラム等のさまざまなプログラムをより一層充実させ、ボランティアスタッフを対象とした研修会等を通じて各校チャレンジスクールに周知します。	ウ	チャレンジスクールに参加する児童の満足度は、目標を上回る高い水準を維持しているため、令和6年度についても達成可能と考えます。しかしながら、目標数値は決して低い数字ではないため、引き続き、プログラムの充実、ボランティアスタッフを対象とした研修等に努めます。	A	生涯学習振興課	
77	二十歳の集い	新しい人生の門出を祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとともに、今後の活躍と将来の幸せを願うため、二十歳の集いを実施します。	参加満足度(二十歳)	%	88	97	A	88	4年振りに市内10区を一括開催とし、二十歳の集い対象者12,640人に対し、9,217人の二十歳の方に御参加いただきました。当日式典に御参加いただいた方々に電子によるアンケート調査を実施し、回答者1,976人(御家族含む)のうち、1,909人の方によかったと回答をいただきました。参加満足度は97%となり、目標値である88%を上回ったためA評価としました。	入場開始時間を15分前倒ししましたが、オープニング開始時間は10分後ろ倒しとなりました。開始時間までに入場完了できるように当日の運営方法を検討していきます。	円滑な運営を目標とし、安全の確保に十分留意しながら、二十歳の新しい人生の門出を祝福します。	ウ	令和6年度は令和5年度の課題を生かし、円滑な運営を目標とし、関係各所と連携をしていきます。令和3年度以降、目標である参加満足度達成しているため、計画最終年度についても達成の見込みです。今後も引き続き参加満足度を向上できるよう、運営方法や企画内容を検討していきます。	A	子ども・青少年政策課	
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。	延べ利用団体数	団体	80	53	C	80	水洗トイレの新規設置工事に伴い、例年より利用期間が短縮となった(4/1～11/30→4/1～9/30)ことから、延べ利用団体数は53団体にとどまり、目標値に届かなかったため、C評価としました。	9月末までの利用団体数は令和4年度を上回っていたため、引き続き市報や情報誌、ホームページ等でPRを行い、利用者の増加につなげていきます。	電線ケーブル類の不足によりトイレ整備工事が令和5年度中に完了せず、令和6年4月27日からの利用再開となりましたが、快適な利用環境を整えたことにより利用者の利便性を向上させた運営を行っています。	ウ	キャンプや野外レクリエーション活動などを通して、青少年の健やかな成長に役立てていけるよう運営していきます。 利用団体数が令和4年度と同水準で推移していることから、目標達成できる見込みです。	A	子ども・青少年政策課	
79	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル、子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。 老朽化が進んでいる児童センターに対し、中・大規模修繕を実施します。	中・大規模修繕実施箇所数	施設	2	1	C	1	中・大規模修繕について、さいたま市公共施設マネジメント計画に基づき令和5年度を2館実施としていましたが、計画の変更に伴い1館の実施となったため、C評価としました。実施した修繕は、安全面に配慮しながら、工期限内に完了できました。	放課後児童クラブ併設の施設の場合は、放課後児童クラブの一時移転先について関係機関や関係所管課と連携して、早い段階から準備を進める必要があります。	令和6年度は、計画どおり1館の大規模修繕を実施予定です。	ウ	特段の事情がなければ達成できると見込んでいます。今後も利用者のニーズに応えられるよう、引き続き適正な管理・運営を行います。	A	子ども・青少年政策課	
80	「未来(みら)くるワーク体験」(中学生職場体験事業)	キャリア教育の観点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、「未来(みら)くるワーク体験」(中学生職場体験事業)を実施します。	「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した活動前後の伸び率	P(ポイント)	伸び率12.8P	7.2P	C	伸び率12.8P	職場体験に参加した生徒を対象に変容調査を実施し、「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した割合の活動前後の伸び率が7.2ポイントとなったため、C評価としました。	生徒の職業に対する意識を、本事業の実施により向上させることが課題です。各学校の実務担当者を対象とした研修会を開催し、事業の意義や目的を周知することで事業の効果を高めています。 また、包括連携協定企業等への受入れ協力依頼等、広報・周知活動を一層充実させ、受入れ事業所の拡大を図ることで、より生徒の希望に沿った活動ができるよう支援し、生徒の意欲や取組の充実感を高めていきます。	各学校の本事業への理解を深めることで生徒の意識がよりよく変容することを目指すとともに、各学校や関連事業所の実状に合わせて職場体験を実施することができるよう、地域や企業・団体等と一層連携した取組を導入していきます。	ウ	実務担当者向けの研修や各業界団体を通じた事業案内等、啓発活動に重点を置き、中学生が学ぶことや働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択決定する態度や意志等を培うという事業の意義を一層浸透させることで、目標の達成を目指します。これにより、生徒の意識が大きく変容することが見込まれるため、達成見込みをAとしました。	A	生涯学習振興課	
81	子どもの居場所づくり(多世代交流会)	地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通して、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、市内で会食を実施する団体等に対し、食材費等の経費の一部を助成します。	事業実施箇所数	箇所	2か所増	4か所増 ※21か所	A	2か所増	令和5年度は6月補正で対象拡大した子どもへの食の提供事業における会食実施団体も含め21か所で事業を実施し、年間延べ利用者数12,357人となりました。前年度比2か所増の目標に対して、4か所増となったため、A評価としました。また、令和6年度には令和元年度の13か所から10か所増の23か所に対し、令和5年度は21か所となったため進捗状況は91%となりました。	これまでは多世代交流に重点を置いて実施していますが、子どもの孤立防止のための居場所づくりの考え方が多岐に渡るようになってきていることから、令和6年度は、子ども食堂、フードパントリー及び学習支援事業についても補助対象とするなど対象拡大を実施しました。	引き続き着実に事業を継続するほか、制度改正後の影響を確認し、今後の事業のあり方を検討していきます。	エ	新型コロナウイルス感染症対策による自粛等から令和3年度までは伸び悩みましたが、それ以降は子どもの居場所づくりに対する社会的認知度も向上したことから新規実施に係る相談等も多く寄せられるようになり、実施箇所数も増加しています。 令和6年度から子どもの居場所づくり事業の補助対象を拡大したこともあり、順調に推移すれば目標達成の見込みです。	A	子ども・青少年政策課	
82	子どもの社会参画推進事業	子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成を図るため、子どもたちが自分たちの力で仮想のまちをつくり、そこで、働き、お金を稼ぎ、物を買ったり、サービスを受けたりする社会体験ができる子どもが活躍するまち「ミニ〇〇(区)」を実施します。	参加してよかった等と回答した参加者の割合	%	90	94.8	A	90	市内2か所で子どもが活躍するまちを実施し、2,342人が参加しました。参加した子どもにアンケートを実施し、94.8%が参加してよかった等の回答となったため、A評価としました。	会場参集形式に加えて、オンライン開催の更なる充実や日程の見直し、実施会場を増やすなど、より多くの子どもたちに参加してもらえるような工夫や提案を促すような取組を検討していく必要があると考えます。	令和5年度と同様、市内2か所で実施します。参加者をより多く確保できるよう工夫していきます。	ウ	計画最終年度まで、引き続き目標を達成できる見込みです。より多くの方に参加してもらえよう、実施方法の見直しやオンライン開催の充実等について検討を進めていきます。また、令和7年度以降、「まち会議」(子どもたちによる企画運営会議)の中で、さいたま市(実際のまち)に対する子どもの意見についても聴取してもらうことを検討しています。	A	子ども・青少年政策課	
83	青少年の主張大会	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。	応募人数	人	1000	641	C	1000	「青少年の主張大会」作品の応募人数について、各学校における夏季休暇期間の課題の多様化等により応募人数が641人にとどまったため、C評価としました。	応募人数を確保するため、募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知、市内学校等に対する協力依頼等を実施します。	募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知、市内学校等に対する協力依頼等を実施します。	ウ	募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知、市内学校等に対する協力依頼等を実施することで、令和5年度比10%増を目指します。 令和7年度以降は計画最終年度の目標と同程度の水準を目指します。	B	子ども・青少年政策課	
84	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	青少年の地域への関わりや、地域の交流を一層推進するため、青少年の健全育成を目的とした太鼓やお囃子、獅子舞等の郷土芸能伝承活動団体へ補助金を交付し、支援を行います。	交付団体数	団体	40	25	C	40	最終的には交付団体数24団体への交付となりましたが、当初25団体より交付申請がありました。交付団体数40団体の目標値に対して25団体となったため、C評価としました。	コロナ禍により減少した交付申請団体数がコロナ収束後増加傾向にあり、団体の活動を支援するため補助金制度を改めて周知していく必要があります。	青少年の地域へのかかわりや交流を一層推進するため、市報や市ホームページへの掲載等を行いながら、本事業を継続していきます。	ウ	令和6年度は、コロナ収束による交付申請団体数の増加が見込めるため、B評価としました。 令和7年度以降は、青少年の地域へのかかわりや交流を一層推進するため、市報や市ホームページへの掲載、過去に申請実績のある団体へのアプローチ等を行いながら、本事業を継続していきます。	B	子ども・青少年政策課	
85	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	交付団体数	団体	91	90	A	91	次のとおり多くの団体に補助金を交付し、活動を支援したことから、A評価としました。 (さいたま市ボーイスカウト協議会・さいたま市ガールスカウト連絡協議会・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議66地区会・さいたま市子ども会育成連絡協議会・さいたま市子ども会10区連合会)	令和5年度について、一部団体から補助金の戻入が発生しました。次年度は対象経費について助言を行い、補助金が有効に活用されるよう努めます。	91団体のうち、交付条件を満たした団体に対し補助金を交付するとともに、各団体の活動実績を共有し、状況に応じた活動を検討していただくよう働きかけるなど、青少年の健全育成を目的とする青少年団体の活動を引き続き支援します。	ウ	令和6年度も特段の事情がなければ達成できると見込んでいます。令和7年度以降においても、引き続き青少年団体等への補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	A	子ども・青少年政策課	
86	メディアリテラシー出前講座	インターネットトラブルから子どもたちを守るため、保護者をはじめとする子どもを取り巻く大人たちが、スマートフォンやインターネット等に関する現状や課題を理解し、子どもたちに指導できるようにするための出前講座を行います。	参加人数	人	1600	1338	B	1600	メディアリテラシー出前講座について、講座を13回実施し、目標値の約84%に相当する1,338名の参加者があったため、B評価としました。	令和4年度よりも、実施回数や参加人数が減少しており、周知の仕方に課題がありました。より多くの機関より申込をいただき、携帯電話・スマートフォン使用に関する現状や課題を啓発できるように、教育研究所webページなどを通して、広報・周知の充実を図ります。	関係各機関に事業内容を周知するとともに、申込をいただいた機関の要望や意見等も伺いながら、順次実施します。	ウ	引き続き広報誌等による関係各機関への周知を図ることで、目標値を達成する見込みです。令和7年度以降は、携帯電話やスマートフォンに限らず、社会のDX化を見据えたデジタル・リテラシー教育の観点を取り入れるなど、内容の見直しを行います。	A	教育研究所	

【様式2】 その他事業															R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア＝廃止 イ＝縮小 ウ＝継続 エ＝拡大 オ＝終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満		
事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管		
					R5	R5達成値	R5年度別評価	R6									
87	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加地区数	区	10	10	A	10	市内全10区で非行防止キャンペーンを実施できたため、A評価としました。	青少年の健全育成・非行防止のため、各区区民まつりなどの事業におけるキャンペーンを推進します。	各区区民まつりなどの事業におけるキャンペーンを推進します。	ウ	令和6年度以降も市内全10区におけるキャンペーンの実施を推進し、目標値を達成する見込みです。	A	子ども・青少年政策課		
88	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が円滑な自立が果たせるよう、地域の関係機関等が連携し支援を行います。 また、社会環境の変化により、若者を取り巻く問題は多岐に渡るため、各支援機関の連携が不可欠であるため、支援の要となるユースアドバイザーを養成します。	ユースアドバイザー養成人数	人	20	22	A	20	ユースアドバイザー・スキルアップ研修を実施した結果、ユースアドバイザーを22人養成できたため、A評価としました。	若者を取り巻く問題は多岐に渡り、各支援機関の連携が不可欠であるため、引き続きユースアドバイザーを養成します。	ユースアドバイザーを養成するため、ユースアドバイザー・スキルアップ研修及びブラッシュアップ研修を実施します。	ウ	研修内容をより一層充実させ、関係機関に積極的な参加を呼び掛け、引き続きユースアドバイザーの養成に取り組むことで、目標値を達成する見込みです。	A	子ども・青少年政策課		
89	若者自立支援ルーム事業	社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	自立に向かっていないと回答した割合	%	67	75	A	68	就労に向けた資格取得講座や個別面談等、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施しました。自立に向かっていないと回答した割合が75%であり、目標値を上回ったため、A評価としました。	様々な課題を抱える若者を支援するため、プログラムの充実や長期的な計画をもった支援を行う必要があります。	若者自立支援ルームの運営を継続し、就労・復学等自立へ向けステップアップする利用者を増やしていきます。	ウ	各関係機関からの紹介がきっかけで若者自立支援支援ルームを利用する利用者も多いことから、若者自立支援ルームの活動を周知・PRしていきます。また、積極的に地域の行事やボランティア活動に参加して、利用者の社会性や協調性を育めるよう、地域との連携を強化していきます。引き続き、個人の状態に合わせた支援を行うことで、目標達成できる見込みです。	A	子ども・青少年政策課		
90	若年者等職業的自立支援事業	若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。	地域若者サポートステーションさいたまによる就職等進路決定者数	人	96	140	A	96	若年者等への就労支援を実施した結果、「地域若者サポートステーションさいたま」における就職等進路決定者数が合計140名となり、目標値を達成したためA評価としました。	潜在的利用者に対する周知活動を行う必要があります。そのため、ハローワーク等の関係機関と連携し、潜在的利用者の掘り起こしを行います。	国等の関係機関と連携し、若年者等への効果的な就労支援策を検討しながら事業を実施していきます。	ウ	令和6年度も国と協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング・セミナーなどの各種職業的自立支援を実施するため、達成見込みをAとしました。 令和7年度以降も、国等の関係機関と連携し、若年者等への効果的な就労支援策を検討しながら事業を実施していきます。	A	労働政策課		
91	いじめのないまちづくり推進事業	さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動の実施、関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組めます。	啓発活動の実施回数	回	2	2	A	2	さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを2回開催したため、A評価としました。	子ども・若者を取り巻く環境の変化により複雑化するいじめ問題に対応するため、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動の実施、関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組む必要があります。	「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を開催し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体との連携を図るとともに啓発活動を行い、いじめ防止等のための対策を推進します。	ウ	令和6年度も特段の事情がなければ達成できると見込んでいます。令和7年度以降においても、引き続き「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を開催し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体との連携を図るとともに啓発活動を行い、いじめ防止等のための対策を推進します。	A	子ども・青少年政策課		
92	ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり相談センター」において、電話・面接等にて相談支援を行う他、グループ活動、リレート(ひきこもり)サポーター派遣等による支援を実施します。また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、支援の充実を図ります。	リレートサポーター派遣件数	件	100	76	B	100	リレートサポーター養成研修を1回実施し、30名が参加、そのうち15名が登録しました。派遣件数は76件と目標値に対して76%の達成率のため、B評価としました。	リレートサポーターは大学生が多く、授業等との兼ね合いで、日程調整が難航することもあります。また、就職等により活動終了となることが多いため、継続的な養成が課題となっています。利用を希望する当事者は男性が多いため、男性サポーターの養成数を増やすようにしています。	引き続き、リレートサポーターを養成し、派遣事業を実施します。	ウ	令和6年度の養成研修及びサポーター等登録については例年どおり実施する予定です。派遣件数については、利用希望者が令和5年度と同程度であるため、令和5年度同様の達成見込みとしました。 令和7年度以降の展望としては、養成対象者及び養成方法について検討し、引き続き派遣事業を実施します。	B	こころの健康センター		
93	子どもの精神保健相談室	「子どもの精神保健相談室」において、小学4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に、電話・面接等にて心の問題に関する相談を行う他、グループ活動による支援を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	小学4年生から中学生の子どもとその家族等を対象に、電話や面接相談を実施しました。また、相談にいらした子どもや家族の心の回復支援を目的とした集団心理教育グループ事業を実施したため、A評価としました。	今後も子どもやその家族のこころの健康回復のための相談支援が必要です。また、支援者の相談知識と技術の向上を図るために、子どもの精神保健に関する研修を開催する必要があります。	小学4年生から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施します。また、相談にいらした子どもや家族の心の回復支援を目的とした集団心理教育グループ事業を実施します。 支援者の相談知識と技術の向上を図るために、子どもの精神保健に関する研修を開催します。	ウ	小学4年生から中学生の子どもとその家族等を対象にした電話や面接相談、相談にいらした子どもや家族の心の回復支援を目的とした集団心理教育グループ事業については、令和6年度も引き続き実施するため、目標を達成できる見込みです。令和7年度以降も事業を継続して実施し、心の問題に対して丁寧なアプローチをしていきます。	A	こころの健康センター		
94	教育相談室・教育支援センター・不登校等児童生徒支援センター(Growth)	市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、未就学児のことばや発音などに関する相談に応じます。また、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した支援・指導を行います。 不登校等児童生徒支援センター(Growth)において、体験活動やオンラインでの支援を通して、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会を提供し、不登校等児童生徒の社会的自立を目指します。	子育て学習会の実施回数	回	18	18	A	18	不登校等児童生徒への支援について、不登校等で悩む保護者を対象に、子育てに関する情報交換等を行う「子育て学習会」について、18回実施し、他室との共同開催(Growth、岸町教育相談室の主催)により、保護者に対しより多くの参加の機会を作り出すことができたことや、座談会を取り入れたことにより、保護者の日常的な悩みを引き出し、共有することができたことから、A評価としました。 令和5年度、不登校等児童生徒支援センター(Growth)において、令和4年度の支援に加え、学習支援等を補助する外部人材やメタバースを活用したオンライン学習を導入し、学習支援・相談支援の充実を図りました。	不登校児童生徒支援センター(Growth)において個に応じた支援を充実させていくことが必要です。	学校、不登校児童生徒支援センター(Growth)、教育相談室・教育支援センターが連携し、児童生徒の社会的自立を目指し、「誰一人取り残さない」個に応じた支援を充実させるとともに、不登校等児童生徒支援センター(Growth)においては、スキルアップメンター(学習支援補助)やピアメンター(相談支援補助)等の外部人材と協働し、不登校等児童生徒への学習支援や相談支援をさらに充実させるとともに、メタバース空間での疑似体験を通して、コミュニケーションの楽しさを感じられる機会を提供してまいります。	ウ	令和6年度、子育て学習会の実施回数については、引き続き、18回の実施を計画しており、目標を達成する見込みです。令和7年度以降も継続してまいります。	A	総合教育相談室		
95	未成年後見人支援事業	親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	新たに3名の児童に対し、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を適正に行うことができたため、A評価としました。	厚生労働省より、児童相談所長以外が選任請求をおこなった場合でも、報酬の支払い及び損害賠償保険の加入を行えるよう支援事業の拡充が示されています。 当局においては、制度改正により対象児童が減少したことから、今後の児童への制度普及をどのようにしていくかが課題となります。	継続し実施していきます。	ウ	令和6年度も事業を継続して実施し、達成する見込みであることからA評価としました。 令和7年度以降も、引き続き実施していきます。	A	北部・南部児童相談所		
96	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、A評価としました。	身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に損害保険契約を行うことから、年度末に集中することが多く、効率的に手続きを行っていく必要があります。	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対しての身元保証人確保を、継続して実施していきます。	ウ	令和6年度も事業を継続して実施し、達成する見込みであることからA評価としました。 令和7年度以降も、引き続き実施していきます。	A	北部・南部児童相談所		

【様式2】 その他事業															R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満				
事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画 最終年度) 目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降 の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み 及びR7年度以降の展望	達成見込み	所 管				
					R5	R5達成値	R5 年度別評価									R6			
97	施設入所児童フェア スタート応援事業	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の学習や高校生活等にかかる費用のうち、措置費では不十分なものに対して補助を実施することにより、進学や自立に向けたスタートラインでの格差を解消し、進学率や就労率の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の費用について、補助を実施し、児童の進学・自立を促進したため、A評価としました。	高校生の児童がいるにも関わらず、補助の申請をしない施設を生じさせないため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	令和6年度も、児童養護施設等に入所又は委託されている高校生に対して、学習や高校生活等にかかる費用の補助を引き続き実施します。	ウ	令和6年度も事業を実施する見込みであることからA評価としました。 令和7年度以降も、児童養護施設等に入所又は委託されている高校生への支援を実施していきます。	A	北部・南部 児童相談所				
98	自立援助ホーム入所 児童自立援助事業	自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	自立援助ホーム入所児童が入校した自動車学校の経費について、補助を実施し、児童の就職・自立を促進したため、A評価としました。	令和5年度は申込者が1人にとどまったため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	令和6年度も、自立援助ホーム入所児童に対して、就職等に役立つ資格の取得に必要な経費の補助を引き続き実施します。	ウ	令和6年度も事業を実施する見込みであることからA評価としました。 令和7年度以降も、自立援助ホームに入所する児童への支援を実施していきます。	A	北部・南部 児童相談所				
99	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所に入所できるよう継続して利用調整における加点を実施したためA評価としました。	核家族化や女性の社会進出に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施することで、ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ	計画最終年度目標に対する進捗率が令和6年3月31日時点で100%となっており、目標を達成できる見込みです。 引き続き、利用調整における加点を行います。	A	保育施設支援課				
100	放課後児童クラブの 優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	ひとり親家庭等が放課後児童クラブを優先的に利用できるように、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、入室審査における点数の加点などの優遇措置を実施したため、A評価としました。	入室希望者が定員を大きく超過する放課後児童クラブにおいては、ひとり親家庭等でも入室が不承諾になるという課題があります。 そのため、放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の解消に取り組んでいきます。	引き続き、適正な制度の運営、周知を行います。	ウ	事業の実施により、目標は達成できる見込みです。 令和7年度以降も引き続き事業を実施し、適正な制度の運営、周知を行っていきます。	A	放課後児童課				
101	市営住宅における母子 世帯等の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、ひとり親世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	市営住宅の入居募集の際にひとり親世帯、高齢者世帯、障害者世帯など住宅困窮度の高い世帯に対して、抽選番号を1つ多く付与することによって一次当選確率を高め、一次当選者の中から入居順位を決定する際の困窮度判定時には加点を行い、優先的に入居できるよう措置を実施しました。	公営住宅は、昨今の社会情勢等の変化に伴い、多様な役割を求められています。ニーズを的確に捉え、法の目的・制度から逸脱しない範囲で、柔軟に対応していく必要があります。	今後も引き続き、ひとり親等の住宅困窮度の高い世帯に対し、優遇措置を実施します。	ウ	ひとり親等の住宅困窮度の高い世帯に対して優遇措置を実施するため、令和6年度においても達成できる見込みです。 令和7年度以降は、住宅に困窮する子育て世帯を対象に含め、運用できるよう検討します。	A	住宅政策課				
102	民間賃貸住宅への入 居支援	高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和5年度に関しても、ひとり親世帯や高齢者等が住宅確保要配慮者であることを理由として入居機会が制約されることなく、民間賃貸住宅への入居が促進されるよう埼玉県建物取引業協会と協定を結び、要配慮者に対して入居支援制度協力不動産店等の情報提供を実施しました。また、要配慮者向けに作成した「賃貸住宅入居支援のご案内」及び「入居支援ガイドブック」を各区支援課及び高齢介護課、福祉課の窓口にも設置してもらうことで、入居促進に向けた啓発を図ることができたため、A評価としました。	居住支援協議会の構成員である不動産関係団体、居住支援団体、庁内関係部署等と居住支援に係る連携強化を図り、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図っていく必要があります。	引き続き、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援していきます。	ウ	令和6年度も、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図るため、目標達成できる見込みです。 令和7年度以降も、引き続き事業実施していく予定です。	A	住宅政策課				
103	ひとり親家庭等就業・ 自立支援センター事業 (生活支援)	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和5年度は就労に関する相談が183件ありました。それらの相談に対して、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなどセンター事業を実施し、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施したため、A評価としました。	各種支援制度の認知度向上を図るため、引き続き、ひとり親家庭に対し積極的な周知を行い、確実に支援情報を届けていく必要があります。	引き続き、相談日時について平日に加え毎月最終日曜日(年末年始を除く)可能とするほか、24時間365日問合せ可能となるAIチャットボットを運用し、ひとり親家庭の就業及び自立に向けた支援を行います。	ウ	引き続き、ひとり親家庭の方の就業や生活に関する相談を受け付け、相談内容に応じた制度や関係機関を案内します。目標を達成できる見込みのため、Aとしました。 また、令和7年度以降についても、わかりやすい情報提供や、相談窓口への誘導の強化など、ワンストップサービスの充実を図っていきます。	A	子育て支援課				
104	ひとり親家庭等就業・ 自立支援センター事業 (養育費相談)	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費に係る法律相談の受付数	件	38	79	A	44	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行い、また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施したため、A評価としました。	父子家庭の利用が少ない点が課題であるため、周知・広報を図っていきます。	引き続き令和6年度も、相談を希望する方に必要な情報を提供し、適切な相談業務を実施するため、ひとり親家庭自立支援センター職員の知識の向上を図ります。	ウ	離婚前相談件数が増加しており、令和6年度についても5月末時点予約含め16件となっているため、目標を達成できる見込みとしAとしました。 また、令和7年度以降についても必要な情報を提供し、法律知識が必要となる親権や養育費等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施してまいります。	A	子育て支援課				
105	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	児童扶養手当の支給について、令和5年度は受給者へ支払を着実に行ったため、A評価としました。	今後、児童扶養手当の制度改正があった際には、それに対応し、支給業務を滞りなく行うことが課題として挙げられます。	令和6年11月から制度改正により、所得制限の緩和、第3子以降の加算額の増額を予定しているため、必要な対応を遅滞なく行い、支給業務を滞りなく行います。	エ	令和6年度も目標を達成できる見込みのためAとしました。 また、令和7年度以降もひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、引き続き事業を実施します。	A	子育て支援課				
106	母子・父子・寡婦福祉 資金貸付制度	母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	貸付件数	件	96	59	C	97	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付において、必要な方への経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたと思われませんが、令和5年度も大幅に目標貸付件数を下回ったためC評価としました。	文部科学省の高等教育における修学新制度(授業料等免除及び給付型奨学金)により修学資金・就学支度資金において、当制度の申請が減少したことで、貸付件数も減少しました。修学資金以外の貸付を希望する方へ制度の周知を十分に行い、経済的自立のための支援が必要です。	引き続き令和6年度も、制度の周知を十分に行うとともに、貸付を希望する方に必要な情報を提供し、適切な相談業務を実施するため、ひとり親家庭自立支援センター職員の知識の向上を図ります。	ウ	物価高騰の影響により、令和5年度から貸付件数が増加しており、令和6年度についても5月末時点で55件となっているため、目標を達成できる見込みです。 また、令和7年度以降についても貸付を希望する方に必要な情報を提供し、ひとり親家庭等の自立促進を図るため、適切な貸付事業の運営を行ってまいります。	A	子育て支援課				
107	ひとり親家庭等医療 費支給事業	受給資格者〔1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1〜4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)〕の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	ひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な制度運営を実施できたため、A評価としました。	受給資格があるにもかかわらず、受給していない家庭があることが課題として挙げられます。解決策としては、支援課との連携を密にし、対象者に対して登録申請の勧奨をしていきます。	引き続き令和6年度もひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な制度運営を実施していきます。	ウ	令和6年度もひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な事業運営を実施できていることから、目標を達成できる見込みのためAとしました。 また、令和7年度以降についても、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、引き続き事業を実施します。	A	子育て支援課				

【様式2】 その他事業									R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア＝廃止 イ＝縮小 ウ＝継続 エ＝拡大 オ＝終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満						
事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価								
108	ひとり親家庭児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	ひとり親家庭児童就学支度金支給児童数	人	267	266	A	270	令和5年度においては、児童扶養手当申請時に案内を徹底することやひとり親家庭等医療費支給制度の通知に案内を同封する等、周知を行い、261件(児童数266人)の方に支給したため、A評価としました。	対象者への案内に漏れがないよう、申請の窓口である各区支援課でも周知を徹底する必要があります。	令和6年度についてもひとり親家庭への周知を徹底しながら、引き続き事業を行います。	ウ	令和5年度も件数が増加しており、令和6年度についても目標を達成できる見込みのためAとしました。 また、令和7年度以降についても、ひとり親家庭の中学校入学時にかかる経済的負担を軽減するため、引き続き事業を実施します。	A	子育て支援課
109	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和4年度に引き続き、小学校及び中学校入学前に入学準備金を支給するなど、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行ったため、A評価としました。	経済的な理由等で就学援助を必要とする保護者が、必要とする時期に援助を受けられる制度であることが重要であるため、制度の周知を行ってまいります。	引き続き、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行ってまいります。	ウ	令和5年度に引き続き、小学校及び中学校入学前に入学準備金を支給するなど、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行っているため、令和6年度についても目標を達成見込みです。 令和7年度以降も引き続き、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行ってまいります。	A	学事課
110	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	プログラム策定件数	件	1	6	A	1	令和3年度にひとり親家庭等自立支援プログラム策定を受けているひとり親を対象にした住宅支援資金の貸付事業を開始されたことに伴い、プログラム策定の件数が6件と増加しているため、A評価としました。	いまだ、利用者が多くはないため、住宅支援資金の貸付と併せて周知を行うことが必要です。	引き続きプログラム策定した方の就業に向けたサポートや住宅支援資金の貸付と併せてチラシ等で周知を行います。	ウ	令和5年度も件数が増加しており、目標を達成できる見込みのためAとしました。 また、令和7年度以降についても、引き続き事業を実施するとともに、必要とするひとり親家庭に情報が届くよう幅広く周知を行っていきます。	A	子育て支援課
111	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援)	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	講習会の満足度	%	93	90	A	94	受講者のうち数名が、受講する前に期待していた内容と異なっており、目標達成には至らなかったため、B評価としました。	受講内容が分かりやすくなるような広報の工夫を行います。	過去の参加者の応募状況から、パソコン教室の難易度を調整して実施し、目標達成を目指します。	ウ	広報内容を見直すことで、概ね達成する見込みです。 令和7年度以降はアンケートの結果を踏まえ、継続可否について検討します。	A	子育て支援課
112	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。	養成機関修了者(進学の方を除く)の就職率	%	86	60	B	88	令和5年度は、訓練促進給付金を47人に52,001,500円、修了支援給付金を15人に575,000円の支給を行いました。資格を取得したものの修了時点で就労に結びついていない方や進学の方がいたため、就職率は60%でしたが、目標値を概ね達成したため、B評価としました。	就職できていない方の多くは資格取得試験に不合格であったため、事前相談の段階で合格率が低い資格を希望する方に対しては、丁寧な聞き取り・相談対応が必要です。	引き続き、短期間で修得できる民間資格も対象とし、ひとり親家庭の自立を図ります。	ウ	令和6年度はより丁寧な聞き取りや相談対応を行い、目標達成を目指します。 また、令和7年度以降についても、ひとり親家庭の自立促進のための就労支援として、利用しやすい効果的なものであると考えているため、引き続き事業を実施していきます。	A	子育て支援課
113	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給件数	件	18	9	C	20	支給件数が9件にとどまり、C評価としました。	本制度の給付を受けるためには、講座受講前にその講座が給付金対象講座に指定されることが必要ですが、受講開始前に必ず市に相談いただくよう、制度のさらなる周知・広報を図る必要があります。	本制度の周知とともに、講座を修了した方について、速やかに給付金の支給を行います。	ウ	令和6年度は現時点で17件支給の見込みがあるため、目標を達成できる見込みです。 また、令和7年度についても、ひとり親家庭の自立を促進するための施策であり、事業の周知を図りながら、今後も継続して実施します。	A	子育て支援課
114	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数	件	3		C	3	対象講座指定申請及び給付金支給件数が0件であったため、C評価としました。	この事業は科目履修のために養成機関に通われる場合には対象とならないため、本人が受講を希望する講座が対象講座となるのか、丁寧に聞き取りやご案内をする必要があります。	事業の周知を図りながら、継続して実施していきます。	ウ	令和3年度以降申請がないことから、達成見込みについてはCとしました。 また、令和7年度についても、事業の周知を図りながら、今後も継続して実施していきます。	C	子育て支援課
115	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	学業や進学環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に至る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の中学生及び高校生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生と生活自立・仕事相談センター利用世帯の中学生を対象として、基礎学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」の支援も行います。	教室参加者の出席率	%	45.2	53	A	47.6	教室参加者の出席率について、受託者や生保担当ケースワーカーによる参加動員等を行ったことにより参加者が増え、また、継続した出席につながるよう生徒の教室に対する満足度を高めたことにより、出席率が53%となったため、A評価としました。	対象者に対する参加者の割合の更なる増加を目指すため、継続して受託者及び生保担当ケースワーカーが参加動員を行ったり、受託者が作成したチラシによる呼びかけ等を行います。	事業規模は13教室のまま継続し、登録人数及び参加人数を増やしなが学力及び非認知能力の向上を図り、貧困の連鎖の防止を目標とします。	ウ	令和5年度までの実績を鑑み、達成見込みとしました。 令和7年度以降も引き続き、対象者に必要な支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ってまいります。	A	生活福祉課
116	入学準備金・奨学金貸付事業	経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子の貸付を行います。また、奨学金返済に伴う経済的負担を考慮し、大学生等の貸付について、一定の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したため、新制度の対象となる貸付を行うとともに、制度の適正な運用に努めます。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	引き続き、現行の貸付制度により、経済的理由で修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付けを行ったため、A評価としました。	入学準備金、奨学金、返還免除制度について周知を図る必要があるため、市報やSNSでの情報発信などに努めてまいります。	引き続き、現行の貸付制度により、経済的理由で修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付けを行ってまいります。	ウ	引き続き、現行の貸付制度により、経済的理由で修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付けを行ってまいります。 令和7年度以降も引き続き、現行の貸付制度により、経済的理由で修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付けを行ってまいります。	A	学事課
135	勤労者支援資金融資	市内在住又は市内在勤の勤労者を対象に、教育資金等の融資を行います。(教育資金の使途は、学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学金、授業料など本人又は家族の教育資金)	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	市内在住又は市内在勤の勤労者に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上を目的に、住宅・教育・冠婚葬祭資金の融資のあっせんを行う勤労者支援資金融資事業を実施したため、A評価としました。	近年、本融資制度の利用件数が減少傾向にあります。そのため、本融資を必要とする方に情報が届くよう、事業周知に取り組む必要があります。	勤労者の生活の安定及び福祉の向上のための融資制度であることから、事業の周知を図りながら事業を継続していきます。	ウ	住宅・教育・冠婚葬祭資金の融資のあっせんを行う勤労者支援資金融資事業を実施しているため、達成見込みをAとしました。 本事業は、市内在住又は市内在勤の勤労者の生活の安定及び福祉の向上のため、今後も適切に実施していくことが必要であるため、令和7年度以降についても継続して事業を実施していきます。	A	労働政策課
136	要保護率要保護児童生徒医療援助事業	経済的な理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、該当疾病の治療費を援助することで、経済的な差によらず児童生徒に必要な治療の提供ができたことから、A評価としました。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、医療費の援助を適正に実施する必要があります。	引き続き経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、医療費の援助を適正に実施いたします。	ウ	令和7年度以降も引き続き経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、医療費の援助を適正に実施いたします。 法令に基づき、過不足なく医療費の援助を実施する事業であるため、達成見込をAとしました。	A	健康教育課

【様式2】 その他事業										R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 A＝廃止 イ＝縮小 ウ＝継続 エ＝拡大 オ＝終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満					
事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画最終年度)目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価	R6							
137	準要保護児童生徒給食援助事業	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで、経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができました。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、学校給食費の援助を適正に実施する必要があります。	引き続き、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校給食費の援助を適正に実施いたします。	ウ	事業の実施により、目標は達成できる見込みです。引き続き、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校給食費の援助を適正に実施いたします。	A	おいしい給食サポート課
138	特別支援教育就学奨励費事業	小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	学校を通じて対象者から申請を受け付け、1,180人に支給を実施したことから、A評価としました。	特になし	引き続き本事業を実施します。	ウ	計画最終年度目標を達成する見込みです。令和7年度以降も、本事業を継続して実施していく予定です。	A	特別支援教育室
139	認可保育所等の利用者負担額の軽減	失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 減免適用児童数1名(1世帯)、のべ1か月分 【内訳】 収入の減少によるもの1名	今後の社会状況の変化等を注視し、本事業においても引き続き適正な処理を行う必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施することで、減免対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ	計画最終年度目標に対する進捗率が令和6年3月31日時点で100%となっており、目標を達成できる見込みです。引き続き適正な処理を行っていきます。	A	保育施設支援課
140	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業	認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみ)の世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 助成適用人数:1人 助成額(合計):1,000円	認可保育所等の在園児の約5%が食物アレルギーを保有することから、より事業の周知徹底を図る必要があります。	令和4年度診療報酬改定により、食物アレルギー生活管理指導表の文書料が原則保険適用となったため、助成対象者は少なくないと予想されます。一方で、生活管理指導表を発行する医師と、保育施設の嘱託医が同一である場合には、文書料の自己負担が発生するため、引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	イ	令和6年度について、申請に基づき助成を行うことで目標を達成する見込みです。令和7年度以降も引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	A	保育課
141	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費援助事業	学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行う。(1文書につき3,300円(税込み)まで)	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費援助について、小学校6件、中学校4件、合計10件の申請があり、扶助金を交付しました。令和4年から「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費が保険適用の対象となったため、申請件数の減少が見られました。	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の発行費扶助制度は認知していなければ申請が漏れてしまう可能性があります。そのため、小・中・中等教育学校の就学援助対象者に対し、制度の周知を図ること「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費の援助を適正に実施します。	引き続き、学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行います。	ウ	令和7年度以降も引き続き、学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行います。要件を満たした申請について、扶助金を引き続き交付するため達成見込みをAとしました。	A	健康教育課
142	幼稚園就園奨励事業	幼稚園への就園を奨励するため、令和元年10月から始まった幼児・保育無償化事業等を通じて保護者の経済的負担を軽減します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	世帯の経済状況にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であり、世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することができたため、A評価としました。	幼児教育・保育の無償化について保護者、幼稚園への継続した周知が必要です。	幼児教育・保育の無償化を保護者が円滑に活用できるよう、各保護者や幼稚園にわかりやすく周知すると共に、幼稚園の事務負担の軽減を行います。	ウ	世帯の経済状況等に応じて各種助成金について、各保護者や幼稚園に案内し、適正に交付していることから、最終年度における達成見込みをA評価としました。幼児教育・保育の無償化を保護者が円滑に活用できるように、引き続き、各保護者や幼稚園にわかりやすく制度の周知をしていきます。	A	幼児政策課
143	一時保育利用料の軽減	公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年度の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	申請に基づき適切な処理を行ったため、A評価としました。	核家族化の進行等に伴い、一時保育事業についても継続した需要が見込まれます。対象世帯の生活の安定と自立のため、引き続き適正な事業の実施及び周知の徹底が必要です。	引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ	令和6年度について、事業の実施により、目標は達成できる見込みです。令和7年度以降も引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	A	保育課
144	放課後児童クラブ利用料の軽減	公設放課後児童クラブについては、生活保護世帯及び、所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料を免除し、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料を軽減します。また、児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。また、民設放課後児童クラブの利用料についても、助成金等により軽減を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	公設放課後児童クラブについては、さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯に対しては指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯に対しては、指導料の軽減を行いました。また、民設放課後児童クラブの利用料についても、さいたま市民設放課後児童クラブ保護者助成金交付要綱に基づき助成を行ったため、A評価としました。	公設放課後児童クラブについては、入室している児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等に適用となる減免制度について、市民に認知されるよう周知をしていく必要があります。そのため、指定管理者や各区役所支援課に対し減免制度について周知し、対象世帯に認識されるよう努めていきます。	引き続き、適正な制度の運営、周知を行います。	ウ	事業の実施により、目標は達成できる見込みです。令和7年度以降も引き続き事業を実施し、適正な制度の運営、周知を行っていきます。	A	放課後児童課
145	水道料金の減額制度	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯等に対して、申込みに基づき水道料金の減額を行ったため、A評価としました。	様々な媒体で広報活動を継続して行い、該当者に制度を周知します。	引き続き適正に減額制度を維持します。	ウ	令和6年度も水道料金の減額を行っているため、達成見込みをAとしました。また、令和7年度以降も引き続き適正に減額制度を維持します。	A	営業課
146	下水道使用料の減免制度	下水道使用料について、生活保護法による生活扶助を受給している世帯は免除、また、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している世帯は減額します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	下水道使用料について、生活保護法による生活扶助受給世帯、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯を対象に免除又は減額を実施し、経済的負担を軽減したため、A評価としました。	ひとり親家庭ガイドブックや生活保護のしおり等、さまざまな媒体で広報活動を継続して行い、対象の方に制度を周知します。	事業の継続的な実施により、経済的負担を軽減します。	ウ	令和6年度においても事業を継続して実施するため、達成見込みをAとしました。また、令和7年度以降についても現時点では事業を継続する予定です。	A	下水道総務課
147	生活保護事業	病気や障害により働けなくなるなど、生活費や医療費に困っている世帯に対して、必要な生活保障を行い、自立できるように支援します。世帯の収入及び保護の基準に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、世帯の状況に応じた扶助を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったためA評価としました。	生活保護制度等において新たな支援策が創設された際、必要な支援が行えるようにすることが必要です。	各区福祉課において、世帯の状況に応じて必要な保護を適切に実施し、引き続き被保護者の生活の安定を図っていきます。	ウ	令和6年度においても事業を継続して実施するため、達成見込みをAとしました。また、令和7年度以降についても現時点では事業を継続する予定です。	A	生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値	実績			R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み及びR7年度以降の展望	達成見込み	所管
					R5	R5達成値	R5年度別評価	R6							
148	生活困窮者自立支援事業(福祉まるごと相談窓口)	経済的な問題等で困窮されている方に、自立に向けた支援計画を立て、総合的な支援を行います。主に、離職等により、住居を失った、又は失うおそれのある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、すぐには就労が難しい方に対する就労に向けた準備の支援、家計の状況を整理し、相談者自身が家計管理できるようになるための家計改善支援などを組み合わせて支援します。※一部の事業には利用に際し、収入等の要件があります。	必要とする支援の相談窓口につながった割合(相談受付した者のうち、必要とする支援の相談窓口につながった相談者数÷相談者数)	%	42	69	A	43	福祉まるごと相談窓口にて相談を受け付けた相談者3,683件について、必要とする支援の相談窓口につながった相談者が2,556件であり、達成値が69%となったため、A評価としました。	個々の事業の適切な支援を進めるために、相談内容に応じた関係機関が参加する支援会議を開催する等、相談者が必要とする相談窓口につながるよう、関係機関との連携を密にした支援を実施してまいります。	令和4年6月から、「生活自立・仕事相談センター」と「福祉丸ごと相談センター」を統合し、「福祉まるごと相談窓口」として全区へ設置しています。 引き続き、福祉に関する相談を包括的に受け止める「福祉の総合相談窓口」として、相談体制をより充実させていきます。	ウ	令和5年度までの実績を鑑み、達成見込みとしました。 令和7年度以降も引き続き、福祉に関する相談を包括的に受け止める「福祉の総合相談窓口」として、相談体制をより充実させていきます。	A	生活福祉課
149	働く人の支援講座	市内在住の求職者・勤労者及び市内事業所に従事する勤労者に対して、労働に係る諸問題に関する講座を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	「働く人の支援講座」において、時勢を踏まえたテーマを設定し、労働に関する正しい認識や労働者の福祉向上のための講座を実施したので、A評価としました。	勤労者と企業の労務担当者・管理職・経営者に対し、それぞれの立場に合致した内容の講座を実施する必要があります。また、法改正や時勢を鑑みて、講座内容を検討する必要があります。	令和6年度についても、勤労者向け及び労務担当者・管理職・経営者向けに分けて、それぞれ法改正等を踏まえたテーマを設定し、講座を実施します。また、労務担当者・管理職・経営者向けに、対面での講義に加えオンラインによるライブ配信を引き続き実施します。	ウ	令和6年度も、法改正や時勢を踏まえ、労働に係る諸問題に関する講座を実施するため、達成見込みをAとしました。 令和7年度以降も、労働者の福祉向上を図るため、労働に関する正しい認識の普及啓発に資する講座等の取組を実施していきます。	A	労働政策課
150	ワークステーションさいたま運営事業	ワークステーションさいたまにおいて、国の職業相談・紹介と連携してキャリア・コンサルティングや内職相談などを実施するほか、子育て世代を中心に、求職者に向けた就業支援を実施します。	ワンストップ就職支援サービス利用者数	人	10100	10189	A	10200	埼玉労働局と協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、キャリアコンサルティングや内職相談、子育て世代を中心とした就労支援等を実施した結果、延べ利用者数が10,189人となり、目標値を達成したためA評価としました。	子育て世代等にも利用しやすい支援手法として、オンラインを活用する必要があります。引き続き、オンラインを活用した個別相談やセミナー等を実施して対応します。	埼玉労働局やハローワーク浦和等の関係機関と連携を取りながら、効果的な就労支援を実施します。	ウ	令和6年度も充実を図りながら各取組を実施することから、達成見込みをAとしました。 令和7年度以降も、埼玉労働局やハローワーク浦和等の関係機関と連携しながら、効果的な就労支援を実施していきます。	A	労働政策課
151	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を母子生活支援施設に入所させ、当面の間、必要な保護を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を整え、継続的に事業を実施することを目標としており、令和5年度も引き続き事業を実施したため、A評価としました。	市内の母子生活支援施設は1か所であるため、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在を特定されるおそれがあります。このため、母子の安全性を高めるために、施設の整備といったハード面だけでなく、入所者へ利用にあたっての生活ルールを理解してもらう等、ソフト面にも配慮して運営していく必要があります。 また、本事業は、緊急一時的に保護する目的であるため、短い期間の中で母子の新たな居住場所を探す支援を行う必要があります。このため、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要があります。	引き続き、緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を整え、継続的に事業を実施します。	ウ	DV被害を受けた世帯の受け入れに際し、重要な役割を果たしていることから、令和6年度も母子を受け入れる態勢を整えており達成見込みをAとします。 さらに、令和7年度以降も支援を継続します。	A	子ども家庭支援課
152	スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業	全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。複雑化・多様化する児童生徒の状況に対して、学校内教職員の連携だけでなく、関係機関との連携が非常に重要であります。適切な支援に向けたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを対象とした研修を実施し、支援体制の充実を図ります。	研修の実施回数	回	3	9	A	3	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを市立学校へ配置派遣し、教育相談体制の充実を図りました。 また、複雑化、多様化する子どもの状況への対応を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象にした研修を年間9回実施したことからA評価としました。	児童生徒を取り巻く環境は複雑化・深刻化しており、学校生活に関わる様々な不安や悩み、児童生徒の家庭環境が抱える課題などに対応するため、関係機関と学校が連携した支援が求められています。	学校生活に関わる児童生徒や保護者の不安や悩み等に対応するため、予防、アセスメント、支援、ケアを段階的・総合的に展開し、教育相談を推進します。 また、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員を全ての市立学校へ配置・派遣し、教育相談体制の充実を図ってまいります。	ウ	令和6年度、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを対象とした研修の実施回数については、引き続き、9回の実施を計画しており、目標を達成する見込みです。令和7年度以降も継続してまいります。	A	総合教育相談室
153	相談者の自立支援	DV・女性の悩み相談において、生活困窮などの家庭であった場合には、関係機関の情報提供を行い、自立支援を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	DV・女性の悩み相談について、相談者に関係機関の情報提供を適切に行えたため、A評価としました。 また、関係機関との連携について、会議や研修等を通し適切に実施しました。	より相談の質の向上を図るため、関係機関の情報収集、関係所管開催の研修への参加、外部講師による所属内研修を実施します。併せて、会議等を通し、関係機関との連携を深めています。	関係機関とより緊密で実行性の高い連携をするため、「さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議」および、「さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議」を開催します。所属内研修においては、時宜にあったテーマについて実施するほか、関連する民間団体等との意見交換会等を実施します。	ウ	DV・女性の悩み相談について、相談者に関係機関の情報提供を実施予定であるため、目標は達成する見込みです。また、引き続き、相談者の自立に向け、選択肢となる情報を提供しつつ、寄り添った支援をしていきます。	A	人権政策・男女共同参画課
154	幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する満3歳以上の幼児(幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児に限る。)の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものです。(子ども・子育て支援法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業)	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児47人の保護者の経済的負担の軽減を実施したため、A評価としました。	引き続き事業の周知を図り、幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児の経済的負担の軽減に努める必要があります。	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、事業を継続していきます。	ウ	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を今後も実施する予定のため、最終年度における達成見込みをA評価としました。引き続き、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を継続します。	A	幼児政策課
155	送迎保育ステーション事業	小規模保育事業の卒園者等の進級先として、幼稚園を利用できる環境を整備するため、幼稚園と連携した送迎保育ステーション事業を実施します。	送迎保育ステーションの施設数(翌年4月1日時点の数値)	か所	4	3	B	5	施設数は昨年度と同様、3施設を維持しましたので、B評価としました。	送迎保育ステーションを広く周知し、より多くの保護者に利用していただくことが課題となります。	送迎保育ステーションをより多くの方知ってもらえるように、事業や周知活動を継続していきます。	ウ	送迎保育ステーションの新設を一時見送ることとしているため、最終年度の達成見込みをC評価としました。引き続き、幼稚園に通う保護者の利便性を向上するため、送迎保育ステーションの事業周知等を行うことで、利用者を増やしていきます。	C	幼児政策課
156	子ども家庭総合支援拠点事業	子ども家庭総合支援拠点において、子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施します。	子ども家庭総合支援拠点の担当者会議の実施回数	回	2	6	A	2	子ども家庭総合支援拠点の職員の資質の向上と各区の情報共有を目的とした子ども家庭総合支援拠点の担当者会議(家庭児童相談員会議を兼ねる)を6回開催したためA評価としました。	相談内容が複雑化しており、専門性が高く多岐な対応を求められるため、関係機関と連携していく必要があります。職員の資質の向上と各区の情報共有を行い、適切に運営していく必要があります。	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、児童福祉分野と母子保健分野が一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターを開設し体制を強化していきます。	ウ	令和6年度においても、こども家庭センター(児童福祉機能)の担当者会議を6回開催予定としているためA評価としました。令和7年度以降も引き続きこども家庭センター(児童福祉機能)の担当者会議を開催し、職員の資質向上と各区の情報共有を行います。	A	子ども家庭支援課
157	ヤングケアラー訪問支援事業	子ども家庭総合支援拠点において、支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に、日常生活における負担を軽減すべく支援員を派遣します。	利用者アンケートの結果、日常生活における負担が軽減されたと回答した割合	%	90	83	A	90	ヤングケアラー訪問支援事業について、ヤングケアラーがいる家庭に支援員を派遣し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施し、アンケート調査で得られた回答のうち、「とても軽減された」「軽減された」と回答した人の割合が83%だったため、A評価としました。	ヤングケアラー訪問支援事業は、利用者の希望する日時に支援員を派遣できない場合があるため、安定的に支援員を派遣することができるよう、市内全域で事業者の確保に努める必要があります。	引き続き、支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に、日常生活における負担を軽減すべく支援員を派遣します。また、HP等で受託事業者の募集を行い、確保に努めます。	ウ	令和6年度につきましては、支援員の派遣を行い、支援を行っていることから、達成見込みをA評価としました。 令和7年度以降も引き続きヤングケアラーの日常生活における負担を軽減するため、引き続き支援員の派遣及びアンケート調査、受託事業者の募集を実施します。	A	子ども家庭支援課

【様式2】 その他事業				R5年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満 R6年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了 達成見込み評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満											
事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	目標値	実績		今年度(計画 最終年度) 目標	R5年度評価・事業実施内容・成果	課題及び解決策	R6年度の事業展開	R6年度以降 の方向性	計画最終年度(R6年度)目標に対する達成見込み 及びR7年度以降の展望	達成見込み	所 管
					R5	R5達成値	R5 年度別評価	R6							
158	医療的ケア児保育事業	保育所等において、恒常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、看護師等による医療的ケアを行うとともに、主治医等との連携体制を構築することにより、安全な集団保育を提供します。	医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数	区	5区	9区	A	6区	市内受入施設を拡充すべく、前年度比4施設増となる12施設(9区)に対し、医療的ケア児保育事業費補助金を交付し、看護師配置や施設機能強化といった受入体制の整備を実施したため、A評価といたしました。 また、「さいたま市医療的ケア児保育支援センター」を令和6年1月に開設し、医療的ケア児とその家族及び医療的ケア児受入保育施設への支援等を実施しました。	令和2年度よりモデル的に始めた事業であり、令和5年度の受入施設は12施設(9区)でした。今後、市内各区に受入可能な施設を整備していくとともに、医療的ケア児の受入開始希望施設が円滑に受入れを進めるべく、支援していく必要があります。	引き続き、医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数を拡大していきます。	エ	計画最終年度目標に対する進捗率が令和6年3月31日時点で150%となっており、目標を達成できる見込みです。 引き続き、医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数を拡大していきます。	A	保育課、 保育施設支援課
159	養育費に関する公正証書等作成促進補助金	ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債務名義化することを支援するため、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助します。	養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付件数	件	32	38	A	36	令和5年度は38件交付し、目標を達成したため、A評価としました。	養育費確保はひとり親家庭の方々の経済的な自立に大きく寄与するものであることから、養育費に関する取り決めを促進するため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。	本制度の周知とともに、申請した方について、速やかに補助金の交付を行います。	ウ	令和6年度5月末時点で7件の申請があり、目標を達成できる見込みのためAとしました。 また、令和7年度についても、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き事業を実施していきます。	A	子育て支援課
160	養育費の保証促進補助金	ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用(保証料)を補助します。	養育費の保証促進補助金交付件数	件	3	1	C	4	支給件数が1件にとどまり、C評価としました。	養育費確保はひとり親家庭の方々の経済的な自立に大きく寄与するものであることから、養育費に関する保証契約締結を促進するため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。	本制度の周知とともに、申請した方について、速やかに補助金の交付を行います。	ウ	令和6年度は制度の周知・広報を行い、目標を達成を目指します。 また、令和7年度についても、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き事業を実施していきます。	A	子育て支援課
161	ひとり親家庭等訪問相談事業	相談員がひとり親家庭等の父母又は養育者の自宅を訪問し、その方に合った制度を案内します。さらに就労、転職、キャリアアップ、家計管理、しつけ、教育、住居、家事・健康管理、恋愛、結婚相談等の相談に応じることで自立の促進を図ります。	事業実施	一	実施	実施	A	実施	令和5年度は52件の申込みがあり、28件の訪問相談を実施したため、A評価としました。	申込み後、相談に至る割合が低いため、決定通知から日程調整までの手続をスムーズに行う必要があります。	ひとり親家庭が抱える様々な問題に寄り添うため、支援を必要とする人に制度情報が届くよう、幅広く周知していきます。	ウ	令和6年度についても事業実施しているため、達成見込をAとしました。 また、令和7年度以降についても、多様化するひとり親家庭がかかえる問題に寄り添い、適切な支援制度につなぐことにより、ひとり親家庭の自立促進を図ります。	A	子育て支援課